

令和5年12月甲良町議会定例会会議録

令和5年12月6日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第49号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第50号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第51号 甲良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 第6 議案第52号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第53号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第54号 甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第55号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第56号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第57号 甲良町参与設置条例
- 第12 議案第58号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第59号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第60号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第61号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 請願第3号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願
- 第17 発議第8号 甲良町議会基本条例（案）
- 第18 発議第9号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 第19 発議第10号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 第20 発議第11号 甲良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）
- 第21 発議第12号 甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第22 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐 智 男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	丸 山 恵 二
9 番	木 村 修	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	青 山 繁
総務課長	中 村 康 之	教 育 次 長	大 野 けい子
会計管理者	福 原 猛	学校教育課長	橋 本 善 明
税 務 課 長	望 月 仁	社会教育参事	中 川 一 樹
企画監理課長	熊 谷 裕 二	呉竹センター館長	上 田 真 司
住民人権課長	西 村 克 英	総務課参事	村 田 茂 典
保健福祉課長	山 崎 志保美	保健福祉課参事	大 山 一 弥
産 業 課 長	宮 川 哲 郎	建設水道課参事	寺 居 友 彦
建設水道課長	村 岸 勉	総務課長補佐	岩 瀬 龍 平
長寺センター館長	大 野 正 人		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋 本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
------	---------	-----	---------

(午前 9時00分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達しておりますので、令和5年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、7番 宮寄議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月15日までの10日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和5年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、行政報告として、10月20日以降の諸般の日程についてご報告を申し上げます。

10月21日、22日の2日間、島根県安来市におきまして、5年に一度の尼子一族全国大集會が開催をされました。全国に133人の尼子氏個人会員が登録されておりますが、第8回の本年の集會にゆかりの地域から89人が参加をされ、尼子氏発祥の甲良町からは、私を含め尼子氏顕彰会として26人が参加をいたし、同時に戦国尼子フェスティバルも盛大に開催をされました。

10月23日は、滋賀県町村会をして、県知事以下、県の幹部に対して、令和6年度の県予算・施策に関する要望活動を行いました。6町長から8項目についての重点要望をいたし、県内で一番大きい29ヘクタールの事業用地を持つ甲良町からは、企業立地促進と県の積極的な関与と指導をいただくよう要望を行いました。

11月8日は、東京において近畿国道協議会を構成する市町村と国土交通省の間で意見交換会、そして、安全安心の道づくりを求める全国大会が、11月9日は、治水事業促進全国大会があり、それぞれの決議事項の令和6年度国予

算について、県選出国會議員に要望活動を行いました。

11月13日は、東京で全国過疎地域連盟第56回総会があり、建部議長に出席をいただきました。11月15日は、全国町村長大会が東京NHKホールであり、翌16日は、全国治水砂防促進大会があり、町長が出席いたしました。町村会の重点要望・治水砂防の提言決議とも、県選出国會議員に要望活動を行いました。

本年度、公益財団法人 地域社会振興財団の地域創生ソフト事業の補助事業により、バサラ大名佐々木道誉公没後650年記念事業が展開されてまいりました。

最終の第3弾事業として、勝楽寺本堂において、大蔵流茂山家による狂言釣狐が催され、町内からと、彦根・愛知・犬上地域の観光ボランティアガイドの方々などが参加をされ、盛大に挙行されました。

本町において甲良三大偉人等の各顕彰活動、歴史文化活動など、本町ならではの地域特性であり、町民ぐるみでさらなる振興を目指さなくてはならないと思うところであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第49号は、甲良町印鑑条例の一部を改正する条例で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第50号は、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例で、滋賀県が実施をする福祉医療費助成制度の拡充に伴い、本町の制度においても拡充することから、所要の改正を行うものであります。

議案第51号は、甲良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例で、甲良町過疎地域持続的発展計画に基づき、町内業者が事業をするにあたり建物等の増築、改築、修繕を行ったものに対し、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税を減免いたし、雇用機会の拡充、地域格差の是正等を図ることにより、本町の持続発展を支援することを目的として制定するものでございます。

議案第52号は、甲良町税条例の一部を改正する条例で、森林環境税の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第53号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、全世代対応型持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係省令が公布されたことに伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに準じまして、所要の改正を行うものであります。

議案第54号は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の一部を改正する条例で、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第55号は、甲良町都市公園条例の一部を改正する条例で、指定管理者導入を見据えて指定管理者制度に関する規定を設けるものであります。

議案第56号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、次期町長の就任日から、町長の給与について、附則第9項及び第14項の減額規定を削除するものであります。

議案第57号は、甲良町参与設置条例で、地方公務員法第3条に規定をされている「参与」を設置することができる条例を制定するものであります。

議案第58号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、議案第57号で設置をする参与職の日額報酬について、別表に追加するものであります。

議案第59号は、令和5年度甲良町一般会計補正予算（第4号）で、6,436万6,000円を追加いたし、補正後の予算総額を41億2,863万9,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、国庫支出金として、障害者自立支援給付負担金2,000万円、番号制度システム整備費補助金579万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金279万1,000円、県支出金として、障害者自立支援給付負担金1,000万円、住宅新築資金等貸付助成事業補助金148万円、繰入金として、財政調整基金繰入金715万3,000円を増額いたし、歳出では、社会福祉費として、自立支援介護等給付費負担金4,000万円、福祉医療のシステム改修委託123万円、障害児施設給付費負担金160万円、保健福祉センターの修繕料177万6,000円、老人保護措置費139万5,000円、道路橋梁費として除雪委託2,251万5,000円、小学校費として、教科書改訂の消耗品費、東小学校分311万2,000円、西小学校分299万5,000円などを追加いたし、総務管理費として、電算機器購入費2,561万1,000円、保健衛生費として、町食育推進計画・健康増進計画作成支援業務委託500万円、その他として教育総務費134万3,000円などを減額するものであります。

議案第60号は、令和5年度甲良町国民保険特別会計補正予算（第2号）で、1,398万円を追加いたし、総額を8億7,882万円とするものであります。主な内容といたしましては、歳入では、県支出金として、保険給付費等交付金1,189万5,000円、繰入金として一般会計繰入金136万8,000円などを追加いたし、歳出では、高額療養費として高額療養費負担金987万5,000円、出産育児諸費として出産一時金150万円などを追加するものであります。

議案第61号は、令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、101万円を追加いたし、総額を9億5,548万1,000円とするものであります。主な内容といたしましては、歳入では、国庫支出金として介護保険事務費補助金50万4,000円、繰入金として一般会計繰入金50万6,000円を追加いたし、歳出では、総務管理費としてシステム改修委託101万円を追加するものであります。

また、本12月定例会最終日に6件の追加議案を予定しているところでございます。まとめ次第、早めに議長に申出をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

（山田充議員 退席）

○**建部議長** 次に、日程第3 議案第49号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第49号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○**西村住民人権課長** 議案第49号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

甲良町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中、「当該個人番号カード及び暗証番号」を「利用者証明書用電子証明書」に改めるものです。

この条例改正につきましては、現在、コンビニエンスストアでマイナンバーを使用して証明書を発行することができますが、さらにサービスの向上という部分でマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、スマートフォンに新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスで、これによってコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使わずに証明書の発行が可能になります。それに伴う改正です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立全員であります。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第4 議案第50号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第50号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する
条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 議案第50号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正
する条例。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、滋賀県の制度であります福祉医療制度の来年度拡充に伴いまして、甲良町としましても、町単独の制度の拡充を図るものでございます。

内容につきましては、子どもを対象とした福祉医療制度におきましては、高校生年齢の方の福祉医療につきまして、滋賀県が支援をするということで、甲良町では、これまで現在も高校生世代の福祉医療の支援をしてきましたが、来年度からは滋賀県で行われますが、一部個人負担が伴いますので、こちらにつきましては、甲良町の方で引き続き負担をするというものでございます。

また、障害者の方を対象としました医療費制度につきましては、新たに精神障害者手帳1級をお持ちの方を福祉医療制度の対象となります。それから、滋賀県では、身体障害者3級または療育手帳B1、精神2級のいずれか、このうちいずれか2種を取得されている方につきましては、福祉医療制度の対象とな

るという拡充が図られておりますが、ここに甲良町として独自に、身体3級は既に町単独で福祉医療の対象にしておりますが、さらに療育手帳B1、精神2級の手帳をお持ちの方いずれかということで、対象とさせていただくという拡充を図っております。この改正に伴うものでございます。

議案の新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の全体的に重度心身障害者(児)という用語を用いておりますが、今回、精神障害の方を対象とすることによりまして、この「心身」という言葉を削ることによって、精神の方の対象としたということになります。

新旧対照表2ページをお願いいたします。

中段のエ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものであって、障害の程度が精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級及び2級に該当するものということによりまして、精神の方1級、2級を対象とするという言葉に追加しております。

新旧対照表の6ページ、7ページをお願いいたします。

6ページの中段から7ページにかけてでございますが、この表におきまして、右側の区分のところに、「18歳到達後の最初の3月31日を経過した対象者、または経過してない対象者」という文言がありました。こちらにつきましては、一部負担を伴う方は経過した対象者でだけでございますので、この負担の区分につきましては削除していると、無料の部分削除したという整理をしております。

以上で、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 2点お尋ねします。以前の議会で、当該団体の方が、精神障害者の医療費助成の拡充を求める請願が出されて、甲良町でも意見書が可決されました。他の議会でも幾つも議会で意見書が同じような意見書が可決されておりますが、その1つの県として受け止めた反映というように見ていいのかどうか、それが1点です。

もう一つは、高校生世代の医療費については県が全額持つというように表明があつて来年度から実施されるようです。それで、そのことが実施されますと、甲良町で今までやってきた高校生までの医療費の無料化で、財源上の浮くと言ったらおかしいですけども、助かってくる金額は幾らになるのかというのを試算されていまして、今までの実績で出てくると思いますけども、ご報告をお願いいたします。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 まず1点目の、令和5年3月に出されました精神障害者に対する医療費制度の改善を求める意見書につきまして可決されたところでございますが、ここにつきましては、精神障害の方、医療費支援があるんですが、現在は、精神科通院のみ無料ということになって、一般的な診療については、本来の負担、3割負担、2割負担等で負担していると。身体障害者の方については、福祉医療制度におきまして無料化が実施されているというこの不公平について、改善を求められている意見書でございました。今回、滋賀県の方で、1級と、3種類の手帳のどれか2つというふうに改善されましたが、さらに甲良町としては、それ以上に改善をさせていただいたと考えておりますので、これは町長の方針でそういうふうにさせていただきました。

それから、高校生世代の医療費につきましては年間240万円を想定しております。現在は町単独ですので、全て町負担ということになりますので、240万円が町負担が全て来年度は県負担に変わるというふうに想定しております。

以上です。

すいません、一部負担がございますので、500円、1,000円は、その分は町で引き続き持つというところで、金額的にはさほどかなと思っています。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、中心的な質問は、意見書が可決されたことによって県がその反映を受け止めて、その内容で広げたというように、行政としては認めたくないのかなと思いますけども、それが1つの大きなきっかけになっているのではないかという私の認識ですけども、それ、それはそういう考え方で、いいですか。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 それで結構です。

それとまた住民さんの方からの要望もいただいておりますので、何とか支援できないかという協議をさせていただいたところです。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 もう1点ですけども、3条関係に関わって、別表に自己負担が残っていますよね。これについて県は、この自己負担についても手当てをするというような考え方にいつているのか、それとも、町としては、このことをこの自己負担についても手当てをするようにしようかという方向性で議論されているのか考えておられるのか、お聞きいたします。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 自己負担が伴いますのは、これは課税世帯ということになりますので、まずは精神の方の支援が先ということで、今後また協議させていただきたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 もともと、障害を抱える方、抱える家族は、何かにつけて負担が大きいです。財政的にも大変な負担となります。そういう点でも、今答えられました自己負担、これも撤廃の方向でぜひ検討を始めてもらって、県がみこしを上げてもらおうと、その方向で踏み出すということを求めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第5 議案第51号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第51号 甲良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 それでは、甲良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び甲良町過疎地域持続的発展計画に基づき、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業

等の用に供する設備を新設または増設をした者について、固定資産税を免除し、もって、人材の確保及び育成、雇用機会の充実、地域格差の是正等を図り、持続的発展を支援することを目的とした条例を制定するものでございます。

第1条では、条例制定の目的を規定しており、第2条では、課税免除の要件等を規定しております。

2ページをご覧ください。第3条では課税免除の期間を規定し、第4条では課税免除の申請について、第5条では課税免除の取消しについて規定しております。また、第6条では必要な事項は規則で定める意義について規定しているものでございます。

附則で、この条例は令和6年1月1日から施行するものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協で、対象業種の事業者数、これを尋ねました。そして併せて、減額になる金額などを聞いて、ちょっととんちんかんになりましたけども、対象業者の対象業種、これの企業数が今のところ見て、どれだけになるのかというの把握されていますか。

○建部議長 税務課長。

○望月税務課長 対象業者につきましては、会社の資本金等があり調べようとしたが、把握することが困難でありました。申し訳ございませんでした。どれだけの申請が今後出されるか分かりませんが、来年度末には申請件数等を報告できるかと思えます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、私が聞いているのは申請件数を聞いているわけじゃないです。まだ始まってないわけですから、だから対象となる業種は想定されて何件になるのかということなんです。調べれば分かることじゃないですか。

○建部議長 税務課長。

○望月税務課長 再度調べて、後で報告させていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 もともと過疎になる状況は、やはり東京一極集中を改めるないしは

緩和するということが掲げられて久しくなります。だけども、その状況は一向に変わりません。甲良町も将来消える自治体かというように報道されたぐらいです。ですから、そういう点でも、根本的な国の仕組み、そして経済の在り方の根本的な改革がやはり必要だと私は考えます。そういう中で、3年の限度ということで減額をすると。過疎だけども、過疎地域だけども挑戦しようという方々の意欲を引き出すというきっかけになればというように思います。

そのことが持続するかどうかについてはまだ不確定だというように思いますけども、そのきっかけづくりという点では賛同できるのかなと思います。よろしくをお願いします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第6 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第52号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、甲良町税条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。1ページの主な改正内容としましては、第34条の9、第2項では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第48条の9の3が改正されたことによる所要の改正でございます。

3ページをご覧ください。第38条第3項では、法律の施行に伴い、森林環

境税の賦課徴収の方法について規定する所要の改正でございます。第41条では、法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する所要の改正でございます。また、第44条第1項では、法律の施行に伴い、徴収方法、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む旨を規定する所要の改正でございます。

6ページ、7ページをご覧ください。第47条の2、第1項では、法律の施行に伴い、特別徴収の方法により、徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する所要の改正でございます。

附則で、この条例は令和6年1月1日から施行し、経過措置を規定するもの
でございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第7 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第53号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 それでは、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

についてご説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が令和5年5月19日に改正され、この法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布されたことにより、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表1ページをご覧ください。第23条第2項の次に、第23条第3項として、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に関する内容を追加するものでございます。

2ページをご覧ください。第24条の2の次に、第24条の3として、産前産後期間の減額に係る届出に関する内容を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和6年1月1日から施行し、適用区分を規定するものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第8 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第54号 甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 それでは、議案第54号 甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず、改正の理由でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行によりまして、国会議員の選挙における、選挙運動費用の公費負担額について、一部費用の限度額の引上げが行われたということから、今回同様の改正を行うというものでございます。

表紙の次のページ、改め文をお願いいたします。甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように改正する。第4条第2号ア中、「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中、「7,560円」を「7,700円」に改める。第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,200円」に改める。

附則としまして、1、この条例は公布の日から施行する。2、改正後の甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なおこの従前の例によるというものでございます。

以上です。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第9 議案第55号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第55号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、甲良町都市公園条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

改正理由といたしましては、甲良町の人口減少、そういった中で公園施設の老朽化が非常に深刻化しております。その状況を公園を適切に管理し、都市公園における質の向上が求められている中、国におきましても、平成29年度に都市公園法が改正され、公園利用者の利便性の向上に資する施設の設置と、その施設の設置から生じる施設の収益を活用しまして、都市公園の整備改修等を一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理制度が設けられました。公募対象公園施設、主に飲食店、売店等の公園におけるそれを設置に係る基準等の改正の内容でございます。また、指定管理者制度を導入にした場合における手続等について定めるものでございます。

それでは、改め文につきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

最初に、条文の目次の訂正でございます。第1条の7におきまして、公園施設の建築面積の特例におきまして、動物園等の政令で特別に定めている範囲につきまして、認定公募設置計画に基づく公募対象公園においての適用に資する追加でございます。また、同じく第1条7の(5)におきまして、公募対象公園施設の面積割合を追加するものでございます。同じく1条の8を追加し、運動施設の敷地面積総計におけます都市公園敷地面積における上限割合を定めただのものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条におきまして、都市公園内における行為の禁止、または不適切な管理及び使用の禁止を定めるため11号を追加したものでございます。5条におきまして、都市公園の制限行為について、明確にするため各号形式に定め直したものでございます。また、6条におきましても、有料公園施設における許可事項の変更について、条件を付することができるものについて追加したものでございます。

3ページをお願いいたします。7条におきまして、公園における申請書の記載事項について文言の訂正を行ったものでございます。

また、4ページをお願いいたします。11条の2におきまして、公園施設の占用許可の条件に違反した場合その工作物等について除却をする必要がござ

いますので、その工作物を除却した場合に保管した場合の工事についての規定でございます。同じく5ページの11条の3におきましても、除却をした工作物につきましての売却について規定を定めさせてもらったものでございます。

6ページをお願いいたします。11条において保管している工作物の返還についての規定を定めたものでございます。また、12条の届出事項につきまして、都市公園法第27条による監督処分を受けたものでございますので、条数の訂正を行うものでございます。また、13条におきまして、都市公園の使用料の占用等につきまして、4期で定めていたものについて、使用許可時に徴収する旨に改正するものでございます。

また、7ページをお願いいたします。16条の見出し本文について公園施設の文言訂正を行ったものでございます。また、17条の2から9におきまして、都市公園の指定管理者制度につきまして、指定管理者の業務、指定の手續、管理の基準、供用の変更、また使用料の納入、収受、還付についての規定を定めるものでございます。

また、9ページをお願いいたします。別表におきまして、総合公園の少年野球場と多目的広場の名称の確定を行うものでございます。

また、附則におきまして、本条例の施行日を公布の日から行うものと定めるものでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 現在のところ、使用料徴収をする対象は、結局、改正条例の中でも変わるのか、それとも現行のままか。現行のままでしたら改めて確認をしますが、どことどこが徴収の対象になるところですか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 現行のままと変更はございません。徴収する施設につきましては、ナイター施設を設けております少年グラウンド場と上にあります多目的広場と言われている大きなグラウンドでございます。

以上です。

失礼します。呉竹児童公園につきましては、同じく変更の方はございません。

○**建部議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 私いつも言っていると思うんですけど、やっぱり年間の運動公園にかかる経費、維持費などもろもろあると思うんですが、最低限度、やっぱりその維持費が補えるぐらいの使用料をこれから考えていかなあかんのじゃないか

なという思いなんです。だから早急に、先ほども言ったナイター設備に関して電気代がもちろんかかるということもありますが、昼間使っている少年野球以外、いろんな方に貸出しをしているグラウンド、野球グラウンド、それにしてもこれも早くから言っていると思うんですが、各近隣と比べてもかなり値段設定が安いんじゃないかなという思い、それプラス、この間も言っていましたグラウンドゴルフ場に関しては、グラウンドゴルフ場という文言はないということですが、やっぱり使われるのにかけては1人1回幾らという、それぐらいの値段設定は早急にできるのではないかなと思うんですけど、これは今聞いているけど、これはいつ頃予定が決まって設定ができる予定なんですか。既にもう1年前から設定をするように議会では出ていますよね。これまたさらに1年かかるのかどうか。

○**村岸建設水道課長** 使用料につきましては、全協でも申し上げたとおり、今現在のところ、グラウンドゴルフ場として設定していないので、今のところ変更する予定はございません。それが、変更しないというのは一応使用料、来られた方につきましては、グラウンドゴルフの整備ができましたら、そこに常駐する人がおりますと使用料が一回一回管理ができるということで、まず一番に指定管理制度を導入して常駐する人間を置きたいという、それでそれに伴うような使用料改正を同時に行っていきたいというので、公募のほうを来年度はしていきたいと思っておりますので、その進捗状況によりまして、グラウンドゴルフ場の料金設定はしてまいりたいと思っております。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長、それはよく分かるのけど、結局委託のことしか考えてないような感じに聞こえるのやけど、あれは要はフェンスを1つするだけで、鍵をかければ勝手に誰でも入れることではありませんやんか。近隣で言うと今豊郷町、多賀町さんなんかを見ていると、常にフェンスで囲んで鍵がかっています。それを貸していただきたいという人が役場に来たらいいだけで、そもそも委託ばっかり考えているけど、委託じゃなしに、委託はもちろん今後考えていかなあかんと思うのだけど、まずは先にやっぱりできること、できることとしては囲いをして鍵を貸す。借りたい人は役場へ、建設課に来る。鍵を貸して1時間したら持ってくるか、または取りに行くか、どっちかというたら行政の方が開けに行ったら閉めるまでの時間を聞いて管理をするか。それぐらいのことは今のところこのままでもできると思うんですけど。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 議員のおっしゃっていることは前々からおっしゃっていただいていることは重々承知しております。現在、グラウンドゴルフ場の整備は図面だけで全協でも言わせていただいたとおり、できていないというような状態

で、工事の方のめどは立っていない、財源的な理由もございますので、そのあたりについてやはり早急に進めていく必要があるということは担当課の方でも、重々承知はしておりますので、どうかご理解の方をよろしくお願いします。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 先ほどから言いますけど、委託にこだわらず、できる範囲は行政の方でお願いをしたいなという私の思いであります。だからそういうことに関しても、やっぱり日頃から、ちょっとぐるっと回ってみて、正直今の状態だったら誰でも勝手に使えるというか、そんな状態でもありますので、今後、その辺をちょっと行政の方で見回りの方をよろしくお願いしたいと思いますのと、グラウンド整備の値段設定に関しても、近隣から思ったらかなり安い。場所的にはいいところやのにかなり安い。最低限度近くと値段設定は同額でいいのではないかなという思いであります。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は丸山議員とは意見が違うんですけども、もともこの西が丘の運動公園が造られたのは、町民の憩いの場として設定をするというようになったと思います。

そこで、質問しますのは、老人会などが年2回、春と秋にやります。それから団体さんがこぞって占有する、そういう場合の料金設定はされていますか。また、そういう場合は、やはりその団体さんが幾ら、つまり、他の方が利用できないので、そういう合理的な料金設定は必要かというように思いますけども、そこはどうなんでしょうか。この現在の条例上で設定されていないように思いますけども、そのところの必要性があるのではないかなと思います。というのは、三々五々近隣の方、ないしは遠くから来られる方もいはいります。友達を連れてこられる方もいはいります。そういう町民の憩いの広場です。中には、私が行ったときに、サッカーを少年がちょろちょろと数人でやっているという場合もございます。そういう点では、管理という点で、管理がきちっとできているのは、今ここに書かれている多目的広場、それから少年野球場です。そういうところを整備した上でせんならんという、費用対効果のところの比較もあります。ですから、町民が気楽に憩えると、そしてずっと占有しっぱなしである団体が続けているという場合は、これはやはり他の方が利用できないという点では縛りがかかる必要がありますし、気軽に利用できるという枠は残しておくべきだと私は思っていますが、どうなんでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっているトラブルの原因は、ずっと使われ

るような場合とかそういったことがございますので、だからそういった形の占用に対応できるように、そういった施設整備の方を、丸山議員もおっしゃったとおり、フェンスを区切って管理ができるような状態にして対応していきたい。現在のところは、遊具と同じように、芝広場とかを皆さんが自由に使われているのに、その方が来られましたら一応その日に使われる予定ですということで料金の方は徴収はしていないというので、今後、施設整備と同じに、課題の整理をやっていきたいと思っております。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 指定管理をしたからといって、今言われている課題が全部解決するわけではないんです。指定管理の方がやはり引き受けるには、人件費、それから設備等の諸経費がかかります。その採算を考えて、収入、これは利用料の設定になるわけですが、やはり利益を生んでこない指定管理という踏切に、業者なり団体さんなりが踏み出すということはなかなか難しいと思います。温泉地などでやられているグランドゴルフ、土山にあるところ、老人会が管理したり、それから多賀の滝の宮のグランドゴルフ場は、老人会さんが利用料を徴収して管理をされているというように聞いていますが、そういう点でも、どういいますか、利益を生むことを主たる目的ではない団体さんが管理をするということになっていきますので、そういう点でも考える必要があると思いますので、その方向についてはなかなか難しいですけども、今後、検討の課題が大きいなというように思います。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第10 議案第56号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第56号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第56号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

条例を次のように一部改正をいたしたいものでございます。

附則中、第9項を削りまして、10項、11項、12項、13項を1項ずつ繰り上げるものであります。附則中第14項を削りまして、15項、16項につきましては、2項ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年1月26日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建部議長 提案が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 退任される町長、次期出馬しないということを表明されている町長が次の町長の給与、それから待遇など、つまり町民の施策を次の内容に残していこうというそういう条例なら分かるんですけども、町長に限るところをそういうふうに提案された中身は、内容は思いはどのようなところから始まっているのか、これが1点です。

それからもう一つは、技術的などところですけども、給与の改定の施行日です。つまり遡って施行するというのも、過去にはいろいろあります。人勧の場合でもそうでした。そういうことが可能なのかどうかお尋ねします。2点です。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 9項は14項の規定によって、最終的に今40%削減という削減規定がございまして、これについては、現職の議員さんにご承知のとおり野瀬町長に対する減額提案であるということでもありますので、本来、町長の報酬規定に基づく正規の報酬に、新任といいますか、私の退任後は戻るべきが通常であるということから、提案をさせていただいています。

それから、遡るということをおっしゃいましたが、もう私の態度を明らかにしておりますので、今からそのことを明々白々の状態でありますので、この条例を通していただきたいと思いますし、結局新しい町長になってからでも、遡るという、いずれにしても同じ条例改正、結果的に同じ条例改正になりますの

で、今、この条例をぜひ可決いただきたいというふうに思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 最後の方に言われました同じことになるということであれば、全協でも意見が出ていました。新しい町長が就任をしたときに、これは不合理だということ判断をされたら提出をするということに間に合うのではないですか。つまり間に合うというのは、2月に入っても1月の26日から施行するという規定になったとしても、これは有効だということではないんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 これ以上の議論は、今可決いただくか、あるいは遡及規定をするかということですので、それはもう議員の判断にお任せをいたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これに私は反対なんです。というのは、質問の中でも、私の意見を入れておきましたが、町民に関わる施策を、いいものを残したいということやられるなら、これは退任する前に可決をして、そして制度として残すということもあり得ると思います。しかし、町長に関わる給与、それから待遇など、こういうのを退任するにもかかわらず、その縛り枠を決めるというののもいかなものかと思います。

そしてそのことは、記者会見で11月29日の中日新聞が報道されていますけれども、実名は言いませんが、次、立候補を表明された方は、過去現職の野瀬町長が完成できなかった事業を継承し、新たな事業をおこしていきたいと述べたというようになっていきます。そして、末尾の方に、次期町長選に出馬しないことを明らかにした野瀬喜久男町長も同席したと。つまり、野瀬町長の後継者というように、退任のときには指名がありませんでしたけれども、ここで非常に明らかなんです。ですから、そのことが十分に、次期立候補されているであろう方と十分話をした上で、こういうことが決まってくるのかなというふうに思い、そういう、町民のことを考えて、それから財政のことを考えて減らす、そういうようになっていないということを表明させてもらって、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も今同じく西澤議員と同じくで、今ここで議論する場でもないということも分かるんですが、今新しく町政が変わった時点で、それを判断して

いくべきであると思います。隣の豊郷町さんなんかで副町長が報酬カットで、以前も長いこと前になると思うんですが、終わりました。その後新しい副町長が上がりました。しかし、そのまま継続でその当時給料は上がり、そのまま副町長はしばらく続けていたということでもあります。だから、今度の新しくなる新町長さんが、またこれをこの議題を出してきたときには、そのときに判断すべきであって、今ここで判断するべきでないと思いますので、私は、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

木村議員。

○木村議員 私も反対の方なんですけど、この議案は、たしか議員の方からの発議によってこういう結果になっておったと思うんです。だからそれを今町長の方が議案を出されて、こうこういうのはどうなのかというふうに思いますし、また、今西澤議員、丸山議員がおっしゃったように、次期の町長さんが決めることで十分間に合うし、その方がベターだと思いますので、反対とさせていただきます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、反対討論がありましたけども、私は、新しく町長、今のままですと周りの話を聞いておりますと、新しい町長になりそうだということで、新しい町長に、そこまで足かせをかけるということではなく、スタート時点においてはクリアにしておきたいと。みんな同じ状態でスタートしたいということで、最初から給料削減というところでスタートさせるべきじゃないということだと思いますので、この条例に対しては賛成とします。

○建部議長 ほかに。

阪東議員。

○阪東議員 私も、この条例はいろいろこう意見があろうと思うんですけど、賛成の方にさせていただきますと思います。なぜなら野瀬町政にいろいろ問題があって、そういうような議員の方で発議でこうしてきたわけなんですけれども、やはり基本は、お辞めになるというふうなところが表明されているので、次の町長というふうなところから汚点を残して引き継ぐよりも、やはりここでいったんは、いろいろ問題事項をけじめをつけるというのは、本来の姿ではないかなというふうなところで、基本的には賛成とさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

山田議員。

○山田裕康議員 たしか私が議長をやっているときに町長の方に対してこの給料のことを話させてもらって、町長の方から出してくださいというふうに言ったときには、町長の方からも、このことに対しては町長からは絶対に出さないと

いうことを言われたと思います。これが今回出てきたということでやっぱりこれは町長がそのときにはっきり議員に、自分の方からは出さないという宣言をしているので、やっぱりこれは出さなかった方がいいと思っていますので、これに対しては反対させていただきます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数でございます。

よって、議案第56号は否決されました。

次に、日程第11 議案第57号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第57号 甲良町参与設置条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第57号 甲良町参与設置条例について新たに条例設置をお願いするものであります。

第1条、設置でございます。本町の適正かつ効果的な行政運営を図るため、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する参与を設置することができる。

第2条、身分。参与は地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職とする。

第3条、職務。参与は町長の命を受けて、特に重要な施策に参画をし、政策的な見地から調査、調整及び技術的な助言を行う。

第4条、委嘱。参与は、町政に関し高度な識見を有する者のうちから町長が委嘱をする。2項、参与の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、町長は任期中においても、参与は次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。(1)解職を申し出たとき、(2)心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、(3)その職に必要な適格性を欠く

と認めるとき。

第5条、報酬及び費用弁償。参与の報酬及び費用弁償は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

第6条、守秘義務。参与は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条、委任。この条例に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

新たな参与を置くことができるという条例制定でございます。非常勤特別職としての参与を置くことができるとする条例を制定したものでございます。

全員協議会でも申し上げましたとおり、デジタルDXに偏重しましたが、いろんな専門的識見の行政人材が必要だと認めたときに置くことができるという、そういう大きな意味での参与職でございます。私が申し上げました喫緊の課題としては、令和6年度と令和7年度の2カ年におきまして、役場情報の基幹システム統一化をするということと、それが全国一律であります、標準業務の移行につきましてを遺漏なく2カ年でシステムの移行をしたいという、しなければならぬという状況がございます。

また、叫ばれておりますが、ペーパーレスを目指して行政組織を挙げて住民サービスに資するDXについて重点推進をしなければならないこと、あるいは求められているという喫緊の課題がございます。デジタルトランスフォーメーションのスムーズな推進に専門的な知識、経験、及び識見を有する外部の人材を登用することは、私たち過疎地域の甲良町にとって必要な人材登用であると思います。そういう参与職を民間から置くことができる、あるいはほかの業務でも置くことができるという条例制定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 疑問だらけです。なぜ退任を表明した町長が次のルールを敷くのか。6年間の間にこの参与の制度、ないしは制度化されている副町長まで、副町長も置くことがなかった野瀬町長が、参与を置く。そういう点で大変疑問に思います。次期出てこられる方が行政に長けていないと野瀬町長が思っておられるのか。そういうことを感じます。ですから、町の幹部職員、課長や課長補佐、それから参事、そして一般職の方々が、町長の命令を受けて、また指示を受けて、指示をしてきているわけです。そういう状況の中で、なぜこういうルールを敷こうとしているのか、これが1点です。

それからもう一つは、DXに的を絞られたように、全協でも、また今日、その表明がありました。DXだけに限ったことはないと言いますが、野瀬町長の頭の中には、自治体DXが入っているというように感じるんですけども、甲良町が抱える課題はそんな部分的な問題じゃないでしょう。人口減少の問題、そういうところに、どういように手当てをすることが必要なのかという点でも疑問を思います。これが2点目です。

3点目は、3条に関することです。今言いました3条に関しては、参与は特に重要な施策に参画しと、これが重要な施策が野瀬町長の頭の中にはDXというようにあるんだというように思います。ペーパーレス、これ。お年寄りがますます置いてきぼりになる制度です。そして甲良町で抱える重要な人口減少問題にそしたら対応できる問題なのかという点では疑問が残ります。これが3点目です。

4点目は4条関係です。4条関係に「2年以内」というようになっています。これ再任を求めないと、再任を妨げないとなっていますが、2年でクビですよ。優秀な方が、将来甲良町をよくしようとして参与になるかどうかについては2年で切られるわけですよ。そういう点でも疑問が残りますが、どうでしょうか。それから、次は勤務時間の制限、つまり職員と同じように、出勤、退社の時間に制限を受けるのか。つまり決まりを守る義務が課せられているのかどうかです。次の報酬との関係で日額2万5,000円、2時間の会議に出席をして、それでも2万5,000円です。それが20日間。これもどうなのかという点で、勤務時間が制限されているのかどうか、お尋ねします。そういうことです。

以上です。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 私が提案させていただくのは、退任の町長がという前置きではなくて、行政事務というのは、途切れなく連続線上で動いているということでありますので、時局において、将来を見据えて、こういう外部人材を含めた参与職を登用するという外部人材の規定は、甲良町、過疎問題、人口減少・高齢化社会等々、時局において解決しなければならないそういう課題についてを参与職で補うというものでございます。

それからDXということに、特には特定をしましたが、今置かれている環境としては、6年、7年が標準化システムへ移行する。遺漏なく甲良町はシステム移行をする必要があるという喫緊の課題が、私はあるというふうに思います。それからDXに偏重しているということではありますが、過疎の計画においても、持続可能な、あるいはSDGsでも今後低密度人口の中においても、持続可能な行政推進というのは、過疎の計画でもそのとおりでありますので、それから

老人が取り残されるという問題であります。特に先進のDX推進においては、老人施策として、中学生がタブレットを教えに行ったりとか、いろんな方策が、役場へ来なくても、申請事務が簡易にできるであるとか、そういう開拓することも大事でありますので、取り残すということではなくて、全体がDXで行政が前へ進むということになるのではないかと思います。

それから、4番の2年という件については、これはもう、参与職という職名から、短期集中型で実績を上げていただくということでもありますので、そういう限定、匿名人材、匿名業務ということに絞らせていただいている条例案でございます。

それから外部人材、広く民間を含めた一般的な民間から登用ができるという規定でありますので、より優秀な人材発掘ということが条件になりますが、そういうことを開拓するということでもあります。それから勤務形態であります。私たち非常勤特別職でありますので、町長、特別職と同じ立場での非常勤特別職の勤務形態になるということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 聞けば聞くほど、次期、就任された町長が判断をして必要だというようになればいいんじゃないですか。そして、議場も議会議員も変わります。そういう点でも、新しい議員と新しい町長で判断すると、十分に議論することが必要だと思いますし、その時点での時局に応じた人材の確保、人材の登用というの、その町長が判断され議員に提案する、議会に提案するということがいいんじゃないですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 申し上げますように行政は連続線上でございます。議会の政策議論になりますが、先送りをするのかあるいはここで前向きな行政推進をするのかという、そういう視点で捉えていただければ非常にありがたいというふうに思います。

○建部議長 西澤議員。最後の3回目です。

○西澤議員 そうであれば、連続性と言われますけども、職員は変わらないわけです。行政は連続性です。もともと参与を置かなくても、次就任した町長は、連続性です。どういう施策をするかはその町長の公約であり、判断であり、その時々です。ですから、継続性のために置くということ自体大変疑問に思いますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 条例は置くことができるでありますので、その条例のとおり、置いても置かなくても、時によって、そういう必要が生じたときは議会と協議をして参与職を置くというそういう条例でありますので、必ずという、今置かなければ

ればならないという条例ではございません。

以上です。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 私の質問とそれから町長の提案を聞けば聞くほど、今置く必要がないという点で思います。それから、あとの58、59号の議案とも関連をして、大変大きな金額が支出されます。全協では、この参与が20日間仕事をされた時点で計算すると50万円というようになります。課長の職員、課長職の方の給料が50万に届かないんじゃないですか。そういう点でも、ぱっと来てぱっと部分的な提言をしていくというので、課長職がチームとして甲良町が仕事をする。甲良町行政が仕事をするという内容から見ても、不適切だというふうに私は思いまして、反対討論です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 私も反対討論をさせていただきます。先ほどの56号も頭にももちろん残ってるわけですが、これも次期、今の現職が辞めると言われておる上に立って、次期の町長さんがこの案件を出されたそのときに、賛成・反対というふうになることがいいんじゃないかというふうに思います。ついでに次の議案も、同じく反対としたいと思いますので、よろしくどうぞ。

○**建部議長** ほかに。

丸山議員。

○**丸山議員** 私も同じく、今、町長も最後に言われましたけど、今でなくてもいいという思い、私は任期満了で来年議会の方もメンバーが替わるかもしれません。そういった中で新しい町長と一緒に考えていくべきだと思います。今参与と呼んでおりますが、要は副町長と同じぐらいの金額、これは今の行政の皆さんと一緒に考えたら分かると思うんです。財政が厳しい中でもありますので、これは今後の課題ということで、今どうしても必要ではないと思いますので、この件に関しては反対したいと思います。

○**建部議長** ほかに。

阪東議員。

○**阪東議員** 私もこの件についてはちょっとよく分からないんです。今、この専門的な人が必要ならば、もう少し手段系があるん違うかなというふうに思いますし、副町長制もちゃんとあるし、いろんなところで、またこういう人が、まだ今、役場の中で、そういう何が足らん、何が余っているというふうな整理も

しないうちに、やっぱりDXというふうな、それも大事だと思うけど、先駆けをそういうふうな説明の中に出してするよりも、やはりそういうような精査をしっかりとしてから、またこういうようなところで限定して、そういうようなところを条例に反映させるというふうなところが大事かと思います。よって、一応この件については、反対をさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第57号は否決されました。

次に、日程第12 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第58号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第58号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

甲良町参与設置条例の5条にある非常勤特別職でございます。別表について、次のとおり改正をいたしたいものであります。区分といたしましては参与、報酬の額は月額2万5,000円。

附則といたしまして、条例は公布の日から施行いたしたものでございます。

職責上、非常勤特別職ということでございまして、通常三役、町長、副町長、教育長は、特別職の報酬条例で定まっておりますが、今回の参与については月額ということで、特別職とそれから町幹部の間に立った特命事項推進ということでございますので、副町長、教育長に準じた月額設定をいたしたいという提案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1つお尋ねしておきます。設置条例のところでも聞きましたけれども、例えば30分の打合せに参加が出席する、そして帰られる。それでも日額の計算で枠組みが決まるという理解でいいですか。つまり、8時間出勤しなければならないという縛りはないわけですから、その適用は受けないという理解ができると思うんですが、回答をお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 職を置くことをメインにいたしておりましたので、56号の参与設置条例の委任ということでございますが、必要な個別事項については、町長が別に定める。別に勤務条件等々細部については定める必要があるというふうに思っております。今ここでは具体は構想ができていない段階でございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協で大変詳しい説明がありました。月20日間出勤して50万、そこから日額の算定をしたのだと。ですから2万5,000円、この金額は、先ほども言いましたけど、課長職を超える。しかも時間の縛りが無い。確かに非常勤の方々は時間の縛りはありません。私たちが経験するのは開票立会人を経験しますけども、たしか1万8,000円だったかなと思いますけども、夜の勤務で出勤とそれから終わる時間、1時、4年前は2時近くになったというように思います。2時を越えたかなと思いますけども、そういう点で開きがそれぞれありますけども、参与の報酬があまりにも高過ぎるという点で、これは前の設置条例、参与の設置条例と併せて必要ないというように思いますし、次期の町長が判断されることと思います。

○建部議長 ほかに。

丸山議員。

○丸山議員 私も同じく反対討論であります。もしこれが今言う新しくなられた町長とまた相談した上で、置くべきが来たら置かなければならないと思います。しかしこの間、建部議長のほうから聞かせていただくと、日野町の参与が1日の日額が2万円、人口比率で言えば2万1,800人弱、甲良町の約3倍、そんだけ人口比率からしても日額2万5,000円というのはちょっと高過ぎるのではないかと、これはまた今後課題としまして、私もまたもし置くにしても、

値段設定は考えていかななくてはならないところだと思います。

以上です。

○建部議長 ほかに討論は。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数でございます。

よって、否決されました。

ここで、休憩をいたします。10時45分まで。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

税務課長。

○望月税務課長 先ほどの西澤議員の質問についてお答えさせていただきます。

製造業、甲良町の中の対象の製造業につきましては50、小売業につきましては65、営農につきましては13ありますが、資本金の関係がありますので、甲良町の方では資本金が分かりませんので、対象となる業者数としては分かりませんが、これだけの業者があるということをご報告させていただきます。

○建部議長 西澤議員、よろしいですか。

次に、日程第13 議案第59号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第59号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第59号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。予算書の方でご説明させていただきます。1枚おめくりください。裏面でございます。

令和5年度甲良町一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによると

させていただきますして、歳入歳出それぞれ6,436万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億2,863万9,000円とするものでございます。また、債務負担行為の追加を行うものでございます。

歳出(1表)において、歳入歳出補正の説明をさせていただきます。それぞれ項及び補正額の読み上げの方をさせていただきます。

歳入の部、負担金、補正額79万円、国庫負担金2,253万9,000円、国庫補助金2,032万9,000円、県負担金1,040万円、県補助金200万8,000円、委託金19万5,000円、基金繰入金715万3,000円、雑入86万5,000円、自動車取得税交付金8万7,000円、補正額合計6,436万6,000円でございます。おめくりください。

歳出の部でございます。総務管理費、補正額2,478万3,000円減額、徴税費2万円、戸籍住民基本台帳費581万7,000円、統計調査費19万5,000円、社会福祉費5,618万3,000円、児童福祉費89万6,000円、保健衛生費749万8,000円減額、清掃費97万6,000円、農業費36万7,000円、商工費7万9,000円、道路橋梁費2,251万5,000円、住宅費223万2,000円、消防費8万6,000円減額、教育総務費134万3,000円減額、小学校費815万7,000円、中学校費26万9,000円、社会教育費37万円、歳出合計補正額6,436万6,000円、歳入と同額でございます。おめくりください。

第2表 債務負担行為補正でございます。いずれも追加でございます。事項名、地域おこし協力隊推進事業、期間、令和5年度から令和8年度まで、限度額1,440万円、福祉医療システム改修事業、令和5年度から令和6年度まで、180万円、保健福祉センター改修事業、令和5年度から令和6年度まで、180万円、町食育推進計画・健康増進計画作成事業、令和5年度から令和6年度まで、611万6,000円、防災活動服購入事業、令和5年度から令和6年度まで、100万円。

以上になります。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でもお尋ねをして、企画監理課長の方から説明がありました。改めて確認しますが、地域おこし協力隊推進事業について、引受けの団体さんが、法養寺のサンファームでしたか、サンファームに委託をするという方向が定められているそうでありますが、以前から問題になっていました、地域おこし協力隊が甲良町に定着をして、成果を目に見える形で表せるという点でなかなか難しかったわけですが、法養寺さんに任せばちゃんとできるという問

題ではありませんので、法養寺さんとそれから町との関係、担当課との関係もどうのように調整をし、そして軌道に乗るようにしようとされているのか改めて説明をお願いいたします。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まだ決め事というのはないんですけれども、研修計画は基本的にサンファームの方で3年間の研修計画を立てていただきたいというのをまずあって、それに対して、私ども企画監理課としては、この地域おこし協力隊の制度を所管している担当課であります。また、それに加えて産業課は、産業振興、農業振興といったような観点から関わりをいただいて、お出しいただく研修計画に対して、行政としてそれにチェックをかけていく中で、どういふふうにやっていくのがふさわしいのかなというのを決めて、これから検討していきたいなというふうなことをちょっと今想定しておるところです。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、協議内容を企画監理課、それから産業課とも連携を必要とする中身になりますので、協議書、それから確認事項が文書化されてサンファームさんと取決めがする、ないしは地域おこし協力隊が就任された段階でその方との間で協定を結んでいく、ないしは文書化をするというのが大事なところだと思いますけれども、そのことは想定されておりますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 他府県の事例等を見ておりますと、実際来ていただく協力隊の方は、甲良町の会計年度任用職員さんという位置づけになるかと思っております。サンファーム法養寺との関わりとしましては、町の会計年度任用職員さんを研修いただくというような、要は業務を委託するという格好になるのかなと思っておりますので、向こうでも一定そういった諸費用等も発生するかと思っております。そういったことに対する業務委託というのが他府県でも発生しているようですので、そういった費用等も含めて、委託契約といったような書面での契約書を交わすといったような行為が必要なのかなというふうに今考えておるところです。ほかにありませんか。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 1点だけちょっと聞かせていただきたいんですが、今もサンファームさんの方に彦根の方から1人若い人が来ておられると思うんですよ。今後、今度来てくれる地域おこし隊の人も、やっぱりその人は農業がしたいとか、ある程度聞いてくれているのか、農業は全く嫌いだ、駄目だというのではなしに、農業を重視して来てくれるような感覚でよろしいんですかね。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 募集の方法につきましては、会計年度任用職員さんとして町の職員として採用しますので、一定町のルールに基づいて採用手続を踏んでいくんですが、ただ、ペーパーテストがいいとか面接の受けがいいというのではなく、議員おっしゃっていただくように、やっぱり農業がしたいといったような方、甲良町で農業をしたいという方に来ていただく必要があるので、そういった人選については、サンファームさんも入っていただいて、やっぱりこいつなら、この人ならというような方に来ていただきたいといったようなことは、今ちょっとお話をしているところです。

○建部議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 すいません、1点お願いします。補正予算書の13ページの道路橋梁維持費のこの除雪委託というようになっているんですが、これは、今回区にお任せしたという部分があったかとは思いますが、その分を見越しておられるのか、あるいは別の金額なのか教えていただきたい。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 両方合わせまして、昨年度実績値をもとに今回要求の方をさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第60号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第60号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 お手元の議案書の予算書の裏面をお願いします。

令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,398万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億7,88

2万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。4款県支出金、1項県負担金、補正額1,261万2,000円、6款繰入金、1項他会計繰入金136万8,000円、合計1,398万円。

2ページをお願いします。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、補正額73万8,000円、2款保険給付費、2項高額療養費987万5,000円、4項出産育児諸費150万円、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費としてはゼロ、9款諸支出金、1償還金及び還付加算金、補正額9,000円、10款予備費、補正額185万8,000円、合計金額1,398万円です。

以上です。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第61号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第61号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** それでは、甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億5,548万1,000円とするものでございます。

次のページ、歳入でございます。3款国庫支出金、補正額50万4,000円、7款繰入金50万6,000円、歳入補正額合計101万円です。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、歳出補正額101万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16 請願第3号を議題とします。本請願につきましては、紹介議員である西澤議員から趣旨説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 請願の書面を読み上げて提案とさせていただきます。そして、補足説明を若干させていただきますので、よろしくお願ひします。

2023年11月21日。

国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

請願者。

住所 湖南省中央2丁目コーポ弥永203号。

団体名 滋賀県商工団体連合会婦人部協議会。

代表 会長 大西里恵。

住所 彦根市小泉町673-3北庄ビル201号。

団体名 彦根民主商工会婦人部。

代表者 部長 寺村多津枝。

紹介議員 西澤伸明、丸山恵二。

請願事項。

1、所得税法第56条廃止を求める意見書を政府および関係省庁に提出していただくこと。(地方自治法99条にもとづき、関係省庁に意見書を提出されたい)

請願趣旨は別紙となっています。

請願趣旨。

貴議会におかれましては、住民福祉の向上、地域発展にご尽力いただき、心より敬意と感謝を申し上げます。

地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられています。その働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは当然の権利であり、その実現を願ってこの請願を提出いたします。

所得税法第56条には、「事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)とあります。家族従業者の働き分を必要経費として認めていません。現行制度は、配偶者は年間86万円が、それ以外の親族は年間50万円が控除されるのみで家族労働の実態にそ

ぐわないだけでなく、その社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけている一要因にもなっています。戦前の「家父長制」の考え方を引き継ぐこのような税制は人権問題であり、もはや時代にそぐわないものとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、働いている実態があるにもかかわらず、申告方法の選択によって納税者を差別していることとなります。青色申告は、税務署長が条件付で一部経費を認める制度ですが、こうした認定がなければ「個人事業者は、家族の働き分が認められない」という税制そのものに道理がなく、申告形態にかかわらず、「家族従業者の働き分は必要経費に算入できる」を大原則にすべきです。

世界の主要国では、家族従業者の給料を経費とするのは当然としています。日本の所得税法第56条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと勧告を受けています。日本弁護士連合会や税理士団体からも意見書が出されています。全国では570の自治体と団体が、滋賀では旧安土町、愛荘町、米原市、野洲市、多賀町、豊郷町が、「働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害」だとして国に意見書を上げています。

以上のことから、地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、ジェンダー平等の社会の実現のためにも、甲良町議会で「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を政府および関係省庁に提出していただきますようお願い申し上げます。

以上に書かれています。

それで私が強調したい点は何点かありますが、56条は所得控除額、つまり、人が生きていく上での生活費の限度額、38万円ですが、事業主は38万円、この限度額が極めて低い中で、さらに申告形態によって差別され、また、家族を自立した1人の人間と認めず、家長の配下としてしか認めない税法の条文は、現在の憲法でうたっている個人の尊厳にも反することです。

2つ目に、家族の協力、共同で、そして労働で成り立つ中小、とりわけ小零細業者の実態に合わせるべきだと考えるものです。

3つ目に、県内の場合は、犬上郡以外は以前請願が出されているようですが、甲良町の場合、陳情書が出されたというようにアドバイスを受けました。

一方、高知県は全ての自治体が、また、北海道など幾つもの県については、過半数の自治体が意見書を可決しているようであります。請願者によれば、やっと3分の1近くまで可決されるように到達してきたと。私たちの願いが届きつつあるという感想だとおっしゃっておられました。

そういう点でも、甲良町が、多賀町、そして豊郷町に続いて意見書を上げる、この請願にぜひとも採択できるように、議員諸氏の皆さん、ご協力、また賛同よろしくお願ひしたいと思います。

加えて、このリーフレットにも、最後のところで書かれていますけれども、これは2015年5月1日現在のものです。請願にありますように、現在は570の自治体に拡大をし、一步一步前進をし、そして政権与党の中にも、これは不合理だというように言われておりますし、それから情報によりますと、北海道の議員の中には自民党に籍を置いてこの請願の紹介者になっていただいているということも聞いておりますので、ぜひとも党派を超えて、この制度が変わるように、56条撤廃が実現できるように、請願として採択されますように、重ねてお願い申し上げます。ありがとうございます。

○**建部議長** ここでお諮りします。これより審査願います請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○**木村議員** 9番木村です。全協のときにもちょっと質問はさせていただいて、今現在570というふうに今も説明がありました。全体から全国から比べれば3分の1ぐらいかなというふうに思っていたんですけど、道半ばということで、私、四十数年働いてきたわけですけど、サラリーマンとして働いてきましたので、個人事業というのはいちよっともう一つ分からなかったもので、青色申告、白色申告というのがあるのは知っていたんですけど、こんな、いわゆる56条で云々というようなことがちょっと知りませんでしたので、これは今も言いましたように道半ばだと思いますが、あと頑張って全国に広げて、各自治体で賛同を得られるように頑張っていたらいいという意味で賛成したいと思います。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 私は紹介者の1人ということで。

○**建部議長** どうぞ。

○**丸山議員** 私も紹介者の1人としまして、今これを見ておると、滋賀県内でも13市6町、19市町の町があるわけではありますが、見てみるとまだまだ滋賀県内でもこのことが届いていないのかなという思いがあります。そういった意味で近隣では、多賀町、豊郷町、愛荘町さんの方はこういうことは既にやられ

ておられることが分かりました。そういった意味で今後、まず滋賀県内から広げていくためにも、私はこういうことはやっぱりやっていかなあかんということで、賛成討論としたいと思います。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 私も賛成討論をさせていただきます。保険業界においても、例えば主婦の方、一応収入は発生しておりませんが、その場合の事故におけるの算定基準として約4,000円から5,000円、主婦業という形で給料の方を発生した形でお支払いの方をさせてもらっています。そういった観点でも、家族だからとかといってそういう経費が認められないというのはちょっとおかしいかなと思いますので、今回賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第3号を採決いたします。

お諮りします。本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本請願を採択することに決定いたしました。

次に日程第17 発議第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第8号 令和5年12月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者、甲良町議会議員 阪東佐智男。

甲良町議会基本条例(案)

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○建部議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 本議会基本条例については、委員の皆さんで重々議論をしていただきました。その結果、この成案ができた次第であります。その点でも、皆さんのご努力、ご理解、そして様々なご意見いただきましたことを改めてお礼申し上げます。

それでは、提案いたします。

令和5年12月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者、甲良町議会議員 阪東佐智男。

先ほど局長の方から読み上げられましたので、あと省略をして、本文、甲良町議会基本条例（案）を読み上げさせていただきます。

目次は、ご覧のとおりであります。本文の方から、読み上げさせていただきます。

甲良町議会は、地方自治法第1条の2の趣旨にのっとり、町民全体の福祉の増進、向上の責任を有する。

町民の直接選挙により選ばれた議員は、甲良町の二元代表制の一翼を担い、重要な意思決定をする。議会は町民の負託に応えるために、政策決定及び町行政の監視機関であるという使命を十分に発揮し、自由かつ達な討議を通して、政策等の論点、争点を発見し、最良の意思決定をしなければならない。そのためには、議員の資質向上を図るとともに、広く町民の意思を把握し、甲良町の意思決定に反映させることが不可欠である。

この使命を達成するために、積極的な情報の公開と共有、政策活動への多様な町民の参加の推進、自由かつ達な討議の展開、町長等の行政機関との緊張関係の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等についてこの条例に定め、議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、責務を果たす議会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則。

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本条項事項を定めることによって、町民誰もが安心して暮らせる甲良町政の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則。

（議員の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた議会、町民に開かれた議会並びに町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

（議会の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であり、議決機関であることを十分に認識し、議員の自由かつ達な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表にふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、全体の奉仕者として、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係。

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を果たすことに努める。

2 議会は、全ての会議を原則公開とするとともに、町民の意見が反映されるような措置を講じるものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるものとともに、その審議においては、これら提案書の意見を聴く機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確にされるよう、情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会及び意見交換会を開催することができる。

第4章 町長と議会の関係。

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等という」）の質疑応答は広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議、常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して、議長または委員長長の許可を得て、質問の趣旨を答弁に必要な範囲で反問をすることができる。

3 議員は町長の指揮下にある各種審議会等附属機関への委員としての参加は、極力控えるものとする。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項

等の詳細を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 各種計画における根拠または位置づけ。
- (2) 各種計画における比較検討した事項等の内容。
- (3) 関係がある法令及び条例等。
- (4) 各種計画等の実施にかかわる財源措置。

2、議会は、町長から提供された情報を基に論点・争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議に努める。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条、議会は、予算案及び決算の審議にあたり、前条第1項の規定に準じ、町長に対し、分かりやすい説明資料を求めることができる。

(監視及び評価)

第8条、議会は、町長等の事務の執行について監視する責務を有する。

2、議会は、議場における審議決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行について検証し、町民にその評価を明らかにする責務を有する。

第5章 自由かつ達な討議の拡大。

(自由かつ達な討議)

第9条、議会は、議員による言論の府であることを十分に認識し、議員の討議を活発に進める。

2、議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案並びに請願及び陳情に対して審議し結論を出す場合には、議員の自由かつ達な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3、議員は、前2項の規定による議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2、議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

3、議会は、議員の資質向上のため、図書の実を充実を図るものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。

2、議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第7章 議員の身分・待遇及び政治倫理。

(議員定数)

第13条 議員定数は、別に条例で定める。

2、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、別に条例で定める。

2、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、社会規範を率先垂範し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがないよう行動しなければならない。

第8章 最高規範及び検証・見直し手続。

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規定等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の議決機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(検証)

第18条 議会は、議会改革を不断に実行するため、適切な機会に、議会内容及びこの条例に基づく議会活動を検証しなければならない。

(見直し手続)

第19条 議会は、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

2、議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則、この条例は、令和6年2月1日から施行する。

以上です。

そして、この全文は読んでいただいたように、大変高らかな議員と議会の果たすべき役割が、崇高な中身で書かれています。宣言されています。同時に、具体的に議会運営を進める上での議員の役割も明示されて、主義主張、認識の程度がそれぞれ違いますけども、議論をして、合議制で言論の府と言われるようにしていきたいというように思っています。

この条例、基本条例を土台にして、議員が自らおさめて、そしてこの崇高な理念から外れないように、それぞれが心得ながら議員活動、そして町民に信頼に応える内容で活動していくことが大事だというように思いますので、賛同をよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第8号は可決されました。

次に日程第18 発議第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第9号 令和5年12月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 丸山恵二。

賛成者 山田裕康、岡田隆行。

甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○建部議長 本案については、丸山議員から提案説明を求めます。

丸山議員。

○丸山議員 それでは、発議第9号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提案説明をいたします。

議会議員の定数が12人から10人に改正になったことにより、所要の改正をするものです。

甲良町議会委員会条例（昭和62年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6人」を「5人」に改め、同条第2号中「6人」を「5人」に改め、同条第3号中「11人」を「9人」に改め、第6条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附則、この条例は令和6年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上です。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑、討論を終わります。

これより、発議第9号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第9号は可決されました。

次に、日程第19 発議第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第10号 令和5年12月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 岡田隆行。

賛成者 丸山恵二、山田裕康。

甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○建部議長 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○岡田議員 それでは、発議第10号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）であります。裏面をお願いします。

甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

甲良町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「5人」を「4人」に改める。

第14条第1項及び第17条第1項中、「2人」を「1人」に改める。

第19条ただし書中「5人」を「4人」に改める。

第32条第1項中「3人」を「2人」に改める。

第37条ただし書中「5人」を「4人」に改める。

附則としまして、この規則は、令和6年2月5日から施行する。

よろしくをお願いします。

○建部議長 質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、発議第10号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第10号は可決されました。

次に、日程第20 発議第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第11号 令和5年12月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 山田裕康。

賛成者 丸山恵二、岡田隆行。

甲良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○**建部議長** 本案については、山田裕康議員から提案説明を求めます。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 甲良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提案理由について申し上げます。

令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規定の明確化及び緩和がなされることとなりました。これは、地方自治法第92条の2で定める請負禁止に関することであります。同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の徹底と併せ、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について必要に応じて適切な助言を行うこととされました。さらに総務大臣通知において、条例等の定めるところにより、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適正であることとの助言がなされました。

よって、ここに甲良町議会議員の請負の状況の公表について必要な事項を条例で定めようとするものです。

次に、条例の内容について説明いたします。

第1条は目的です。請負の状況の公表すること等により、その透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としたものです。

第2条は報告で、第1項では、期間を定め、毎年所定の事項を報告することを義務づけています。

第3条は、報告の一覧の作成及び公表を定めております。

第4条は、報告等の保存及び閲覧等を定めております。

第5条は、委任で、必要な事項は議長が定めます。

附則、この条例は令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○**建部議長** この件につき、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** 討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議員の身分、役割というのは大変重いというように私は思います。しかも、ほかに行政に与える影響、それから職員に対する影響は大変大きい。圧力と言ってもいい内容も中には含んでいます。私たち甲良町の議会は、以前に官製談合疑惑で大変苦勞をいたしました。そしてその中で、兼職、兼業を行っていたのではないかとと言われる議員に対する資格審査の委員会も開かれて、議論があり、最終結論が出ました。その最終結論に対して、その当該議員は、知事に対する異議申立てを行いました。勝てないと見込んだのか、途中で取り下げた、そういう経過がありました。その点でも、私たちはこの請負が、原則禁止とされていたものを300万以下であれば許されるという内容に、国の制度で変わりました。

私は、これは限度額が軽微なのかどうかについては、まだ議論が必要です。いわゆる原則禁止から1つ穴が空いたというように思っています。その穴の空いたところがきちっと管理されているのか。つまり、300万以下の請負で、そういう公平性が保たれているのかということ公表する中身で、今回の条例が制定されているというふうに思います。

ですから、その点では、国の仕組み、国の制度が、議員の成り手が少ないという理由で、この請負をしている場合でも立候補できる、議員になれるという枠になりましたので、これも議論の途中だというように思います。しかし、この制度、つまり議員の兼職が原則禁止をされていたときからその枠が変わりましたので、これを禁止する、いや、監視する仕組みが必要だという点で、この条例については、賛成をしたいと思います。

○建部議長 ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、発議第11号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第11号は可決されました。

次に、日程第20 発議第12号を議題とします。

ここで、議事の都合により副議長と交代をいたします。

○丸山副議長 それでは、議事を進行します。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第12号 令和5年12月6日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○丸山副議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 提案説明を申し上げます。

3月議会において、今から9カ月前なんですけど、議員報酬28万円を3万円減じて25万円にしたいという私の提案で、そのことが承認されました。そのときに皆さん方の意見の中に、これはもう12月議会で元に戻すようなそういうふうに、言わば考えてほしいという意見がございましたので、一応それから9カ月たちましたんですけど、このたび、議員報酬を元に戻すというその提案をいたしたいと思います。

内容でございますが、甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の第1項中「25万円」を元の「28万円」に改めるということでございます。

附則として、この条例は、令和6年1月1日から施行するというので、私の報酬は、25万円は9カ月間いただきましたということで、来月から元に戻るということでの提案でございます。よろしく申し上げます。

○丸山副議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○丸山副議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

討論はありますか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 議員報酬が適正かどうかという点では、議論がいろいろされています。議員の成り手が不足するからもっと引き上げようというのもありますし、財政上から見てどうなのかというのもあります。議論が半ばだと思います。いったんは元に戻して、その時点で、議長もそれから副議長も、そして委員長、議員、この報酬については、審議会に諮問をするというようには、行政機関ではありませんのでできないわけですけども、客観的なところで議論をして進める必要があるというように思います。私は決して議員報酬、現在の時点でも高くは

ないわけです。実際にこれで生活をしようと思いますと、私は年金収入がありますので、それプラスになります。ただども年金は大変少ないです。そして兼職、つまり他の仕事をされて議員活動されておられる方もおられる。こういうところを考えると、議員報酬だけを狙って議会に上がってくるという点も、それは心配あります。

しかし、議員の基本条例が制定をされました。それを守るかどうかは、これはまた議員の良心に関わることで、その自覚があるかどうかという点にもなります。

最終的には町民が判断するというようになっていきますし、町民とともに、この議員報酬が高いのか低いのか、どういう設定が必要なのかという点では議論を続けていく、またそういう場の設定も必要だと思いますし、まずは元に戻してスタートをします。来期からスタートするという点で、賛成させていただきます。

○丸山副議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第12号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○丸山副議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第12号は可決されました。

それでは議長と交代します。

○建部議長 丸山議員、よろしいか。

○丸山議員 はい。

○建部議長 今ちょっとまだ時間が、もう10分前だけど。

○丸山議員 いいですよ。昼にします。

○建部議長 昼からにしましょうか。

それでは、しばらく休憩といたします。再開は1時半。それでは1時30分にいたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○建部議長 再開します。

次に、日程第22 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますのでこれより許しますが、発言時間について

申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば、多少の延長も認めますので、質問者は、時間が来れば、簡潔にまとめて質問をしてください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 丸山議員の一般質問を許します。

8番 丸山議員。

○丸山議員 それでは早速質問に入りたいと思います。最近ではちょっとまたなくなりましたけど、不登校の生徒の問題ということで、フリースクールのことが、滋賀県内でもかなり話題となりました。そういった中で本町としましては、フリースクールという場所ではないと思うんですが、子育て支援センターというところがあります。そういった中で、町内の子どもはかなり減ってきていると思いますが、中には学校に行きたくても、家庭内の事情で行けない子どももいる中、また、学校へ行っても、ちょっと友達とうまく合わないとか、そういう問題を抱えている子どもたちがいると思うんですが、現在不登校で学校に来られない子どもというのは、小学校で何名おられるか、中学校で何名おられるのか、ちょっとその辺を聞かせていただきたいなと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 本町の方でも不登校傾向の子どもさんも少しずつ増加傾向にある状況ではございます。議員の方からもご質問がありまして、小学校の方では、数名、2、3名ずつ各校に不登校傾向のお子さんがいるという状況でございます。中学校の方でも、若干名、数名ほどいるということで、学校等でもできる限り安心して登校ができるようにということで、個々のサポートをしているところでございます。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 この間全協のときに、子育て支援センターの所長が来ていただいて、ちょっといろんなことを考えていただいているのはちらっと聞きましたので、それはいいことをやってくれているんだなというように思うんですが、やっぱり子どもの課題というか、子どもの考えていることは、やっぱりもっと分かる、速やかに、人前では言えないこともあるし先生がいても聞き出せないこともあると思うので、フリースクールという場所ではないんですが、極力子育て支援センターの方に、そういう小さな場所ではありますが、来たときには相談に乗ってあげてほしいなというのと、一人でもそれをまた改善というか、学校に行けるように努力をしていただきたいなと思います。

そういった中でテレビ報道でしばらく報道になっていましたけど、それを支援しないとか、そんなもん必要でないとかいうところもあるのかなと思うんですけど、これは絶対必要だと私は思うんです。だから今は厳しい、先生方の中にもあまり長いこと生徒をとめるとまた逆に体罰だとか何とか、いろいろな昔と違って父兄の方からも何かそういう苦情が来るときもありますけど、やっぱり数少ない子どもの中で、そういう不登校の子どもに支援をしていくのは、町としても、一人でも子どもさんを大事にしてあげるために、やっぱり学校には最低限の義務教育に行けるように、確保というか、悩みを聞いてあげてほしいと思うんです。

今言うてるところの私たちの町の子育て支援センターに関しては、そういう悩み相談、またそこは先生方、また来たくても来られない子どももいるので、その場所に気安く来られ、気軽にしゃべれるような場をつくってあげてほしいなという思いなんです。

先ほども言いましたが、全協のときに支援センター所長がいろんなことにこれからも取り組んでいくということはこの間も聞きましたので、そのところはまた学校関係、教育長をはじめ学校教育課長としまして、その支援をずっとしてあってほしいという私の思いなんです。今後、やっぱり一人でもそういう子どもが学校に行けるように、家庭内の事情であったり友達との関係がうまくいかないところを聞き出してあげてほしいなという思いなんですけど、その辺は何かまた1つでも改善できそうな見込みはありますか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今、ご質問がありました不登校傾向のお子さんについてですけれども、本町といたしましても、全ての子どもたちの学びを保障するというふうな思いで進めております。ですので、そういった、学校に行きにくくなった子どもたちについても、その子に合わせた支援、指導というのを行っているところです。ですので、先ほどからお話があります子育て支援センターの方とも、学校教育委員会が連携を取りながら、そのお子さんや保護者の方と相談しながら、学習支援や生活支援、また心の支援等も行っていますので、今のご指摘もありましたので、より一層充実できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 この問題に関してもう最後にしますが、この間もテレビ報道なんかで見ていると、兵庫県の方でどこかというのは聞き漏らしたんですが、今言う子どもたちも大変なんですけど、それをまた話を聞く先生方もまた不足というか、そういう悩み相談に乗ってあげる先生方も非常に忙しい中でありますの

で、何か兵庫県の方のテレビ報道なんかを見ておると、ボランティアというか、そんな感じで一般の人でも協力していただき、そういう相談に乗れるとかいうところがあったんですよ。だから一般の団体さんとか元学校教師の退職された方とか、そういうような方にも相談に乗っていただいているとか、ちょっと、兵庫県のどこか、兵庫県は間違いありませんけど、その辺が分かれば見ておいてほしいなという私の思いです。そういうようないろんな思いで、子どもさんも大変だけど、それをフォローする先生方も確かに不足しているのは聞いておりますので、その辺はまた、まあ言うたら、退職された先生方とか、やっぱり地元の団体でそういう子どもを支援する団体がいてたら、そういうところにお声がけをして、今後子どもの支援を続けていっていただきたいなという私の思いです。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 2番目の質問に入りたいと思います。

町内13集落の中にこの間聞いたんですが、町内に89カ所いうたかな、防火水槽があるということを知りました。今、町内の防火水槽の管理というか、どこがやっているのか。防火水槽の設置に関してはどこどこに設置をしなくてはいかないとかがあったら町が設置をしている。防火水槽に関してはね。設置は町が防火水槽を設置しているんですが、その後の防火水槽の管理に関しては、どこがしていくのか、どこにするように委託されているのか、その辺はまだ分からないというか、知らない集落が多いと思うんですよ。だからそういうようなことがあって、これというのは、先ほどちょっと木村議員にも聞いていたんですが、私が聞いたのは池寺区の防火水槽が、この9月の町の防災訓練のときに、蓋を開けたら水が一滴もなかったとかいう話でしたので、それがやっぱり日頃ためるのが集落の課題であれば、集落はもちろんせなあかんということなんですが、やっぱりいざ使おうと思ったときに、ホースをつないで出そうとしたら水が一滴もなかった。それは老朽化で漏れているものか、そのところは私も詳しく聞いていませんでしたので、この間総務課長には言ったと思うんですけど、私が言うてた公民館の横じゃなかったのかな、修繕されたグラウンドの方だったのかな、ちょっと水がなかったとかいう話で、これからも管理をどこがしっかりと日頃していくのかということをお聞きしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 今ほど丸山議員にお答えいただきました甲良町内には89カ所の防火水槽がございます。管理につきましては、甲良町、犬上分署、町の消防団、それと地域自警団、いわゆる集落で実施をお願いしているところでございまして、防火水槽の水位と水の管理等につきましては、当初の自警団

長会等でお願いをしているというところでございます。また、具体的にいきますと、維持修繕の関係でいきますと、昨年に、防火水槽のマンホール蓋が跳ね上がりまして、車を傷つける事案が議会でも報告をさせてもらったんですが、そういうところについては、総点検を7月、8月に昨年行いまして、防火水槽の蓋あたりにつきましては、必要なことを令和4年、今年度も修繕を行ったというところでございます。今ほどありました池寺の件でいきますと、グラウンドの近くに防火水槽があるわけでございますが、そこが水がたまっていなかった。それは、目地からの漏水ということで、もうこれにつきましては、目地の工事も完了いたしまして、完了検査が終わって、水位の確認も、それは町で確認をさせてもらっているというところでございます。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 総務課長、よく分かりました。それを各集落で皆さんがそれを把握しているというとおかしいけど、知っておられる集落もあれば、知らない集落もあると思うんですよ。あれは町が設置したので町が管理しているものだと思うんですけど、多分あると思うんですよ。

それと、やっぱり日頃防災訓練とかがない限り、よっぽどでなかったら今開けるようなことがないと思うんですよ。今後、今言うてる消防団、自警団の方もあるんですが、4月になると、毎年、どこの集落も区長さんが変わりますよね。そういう区長さんの懇談会とかがあるときに、やっぱり各集落に、4月に13集落全部、一応2年連続であるところもあるのか分からないですが、そういう替わったときに区長会を開いたときにも、各集落のそういう大事なところの管理は集落でやってくださいよという説明だけでも行政の方からしていただくとありがたいかなという思いなんです。そうでないと、本当にやっぱり知らない方は、これ町が設置したから町が面倒見ているんじゃないかとか、消防団が管理しているんじゃないかとか、定期的に町の見回りをしているときに、そういう感覚があると思うんです。だからそういうようなところをやっぱりこの来年度に替わって、また4月から各区長さんが替わるとお思いますので、そういう区長会が開いたときに、そういう大事なところを、大事なところでもなくても、やっぱり大事なことに関しては、あくまでも町は防火水槽の設置まではしますよと。しかしその後の管理に関しては各集落でやってくださいよということ、区長が4月に替わるたびに、報告というか、行政から一言、やっていると、思うんですけど、そういうような知らせをお願いしたいという思いです。

いざ、訓練を、訓練だったのでよかったんですけど、これが実質あつては大変なことであつて、訓練で開けたら水がなかったということで。それで確かに

古いところなんかは、今の目地漏れかな、そういうようなところも出てくると思うんですよ。昔の防火水槽というのは、現場打ちというか、そういうのが多かったですよ。今の新しいのは、町に幾つあるか知りませんが、今はもう皆製品でできたやつが順番に来て、ブロックで並べて行ってひっつけていくとか、それも専門家が来てちゃんとやっておりますし、よっぽどでないと漏れないなという思いであります、昔と物自体が違いますよね。マンホールの周りにしても。だからそういうこともありまして、町の古い防火水槽に関しての連絡事項とかそういうのを、今後、大事に知らせていっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 丸山議員がおっしゃるとおりかと思えます。即今、12月の10日に今度班長会ございますので、まず、そこでお知らせをさせていただくとともにまた、年度が替わりまして、4月については区長会等もございますので、その点については、お願いをする形で、防火水槽等の管理についてもお願いをしたいと思っております。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 総務課長、これ毎年というか、うち、長寺西区の区長は、今年区長でありましたが、順番に替わっていくので、副区長が区長に繰り上がるというような、どこの集落も一緒なんですか。というのは、それであれば引継ぎというのがある程度は区長さんから副区長さんにできると思うんですよ。それは皆どこの集落も一緒なのかな。そうでないと、また新たに全く違う人がなったら、引継ぎができない場合がありますよね。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 13集落の副区長さんが区長さんになっていただいているような今はもうシステムというか、そういう皆さんされていたと認識しています。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういったことでやっぱりそういう防火水槽を町としても、火災があってはいけないんですが、そういうようなこともありますので、今後やっぱり会議があれば、そういうところを強く知らせていっていただきたいなという思いであります。そうでないと、ほんまにいざというときに間に合わへんような防火水槽だったら要らないという感じになります。今後、そのような説明とあれをまたしっかりとお願いしていただきたいと思えます。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 3つ目の質問に入ります。これは地元の消防団員の声であります。

地元消防団員の方から、ちょっとどうなっているんやということで、再度確認をさせていただきたいと思います。町として消防自動車、私も消防自動車の老朽化というか、年数がどうのこうのは私も詳しくは知りませんが、町の消防自動車が老朽化というか、そんな時期が来ているということを知ったので、買い換えるべきではないかという声でありましたので、町としては、どのように考えているかいうところをちょっと聞かせていただきたいということなんです。

というのは、安いものではありません。1台3,000万相当するとかいうのはちらっと聞いております。しかしながら要るものは幾らしても購入せないかんとは思いますが、聞いていると、貸出しというとおかしいけど、そういうレンタル、借り入れる消防車があるとか、それは月契約で借りるのかリース契約なのかちょっとそこは私も詳しくは分からないんですが、消防車の老朽というのが、分からないんですがその辺はどうなっているんですか。聞かせてください。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、甲良町が所有する消防車でございますが、ポンプ車が2台ございまして、メーカーでいきますと、いすずの消防車と日野の消防車が2台ございます。購入の老朽というところでいきますと、1つのいすず製の消防車につきましては、平成11年12月の15日で購入しておりまして、約24年。日野のメーカーの消防車は平成19年9月21日で約16年を経過しているところです。消防団さんからの要望は、私どもも幹部の方とはお話はもちろんさせてもらっているんですが、もちろんこの老朽化というところもあるんですが、どちらかといいますと、今のこの2台のポンプ車につきましては、車の中型免許がないと乗れないというのと、ミッション車であるというところでございます。最近、私で個人的に行きますと、普通免許を持っていたら中型がついてきよったというようなどころではあるんですが、今の方については、新しく消防団に入ってもらってもすぐにあの車だったら乗れへんと。もう一つは、ミッションということ、オートマの免許限定の方もおられると。いざというときに乗れないじゃないのというご相談を受けまして、そういうようなどころで、幹部の方とどのような仕様がいいのかとか、そういうようなどころで今協議の方は随時させてもらっているという状況でございます。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 今、総務課長から聞くとそういうことがよく分かるんですが、特別そしたら消防車が油漏れしているとか機械がもう老朽化で水の出方が弱いとか、そういうようなわけじゃないという思いでよろしいんですね。そういう

ような思いでいいと思うんやけど。

ただしかし、それだったら、今言う、なかなか乗換えというのは厳しいのかなとは思っています。確かに若い子に入っていただくと、オートマ限定、あるいは中型免許、8トンぐらいだったらもう乗れませんよね、今の免許取立てはたしか5トン未満かな。それを言うてると、消防車自体が今度は小さくなるというか、そういう小さい車になってきますよね。そうなると、また、火災にもよるといことになったらいかんのですが、規模が小さくなるとまたそれはそれで大変だと思んですが、それをもしどうしても購入していかなあかんという場合、先ほども言うたけど、1台3,000万弱するような車、特別な車ですよ。それを購入するとなると、何かリースとかレンタル、そういうのが、方法も考えているのはあるんですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 今回のリースといいますのは国の補助制度でございまして、国がリースをしていただくと、国からリースを受けると。簡単に言うたら最終的には町のものになるというようなものでございまして、そこについては、申込者も多いというところがございますのと、なかなかそれについては、町がああしてほしい、こうしてほしいと、形式がなかなかうちの要望どおりにはならないというのはあるんですが、いずれにしましても、先ほど丸山議員が言っておりましたように1台3,000万程度するというようなところですので、今、財源について優位な財源を今探しておるといところ、調整をさせてもらっていると。このことにつきましては、消防の幹部さんとも大きさも含めて調整をさせてもらっているというところがございます。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういった流れで、課長、要るものはどうしても購入していかないかんとは思いますが、しかしながら、今どの機械というか、どの、例えば私らは運送業ですので、トラックなんかでもそうなんですが、今もし注文してもすぐ入ってくるようなものではありません。特に消防自動車なんかだったら手作りというか、一から組立て式で、先ほど言いましたようにオプションというか、ここに蛇口があると使いやすいとか、いろんな一台一台形が違うというか、見た目はほとんど変わらんと思うんですけど、使いやすいところに何をつけるとかいうのは、やっぱりあると思うんです。

だからそういった意味で、たちまち今もし頼んだとしても納期というのがあります。だから、地元の消防団から私は聞いたのは8月の24日ぐらいのことなんです。「買うてくれるんやろか、あのまま使うと、若い子が乗れないし、俺ら……」、逆にまた年のいった人なんかだったらすぐに動けへんという、それほど年がいつているわけでもないんですが、そういうようなことも聞いてい

るんですよ。だから、町としては今、消防団の地元の方としゃべっていただいているのはよく分かりましたが、そういうところを分かりやすく説明をしてあげてほしい。「分かった、買うわ」と言うのだったら簡単に言えると思うんです。しかしそういった中で、もし新車を買うにつけて、今から注文、オーダーをかけました。車が来るのは2年先、3年先なのかこれはもう分かりますよね。そうなるとまた今の地元消防団の方もメンバーがまたごろっと替わるようなおそれもありますし、今、町としては考えている、買うつもりでいても、来るのはやっぱり二、三年かかりますよとか、納期の問題もありますので、そういうところも具体的に言うてあげてほしいという思いなんです。そうでないと、私が聞いたのはそういうことで、買うてくれるんやろか、言うたら簡単に買うわというようなことを聞くし、その割にいつ買うてくれるのやとか。簡単に何というか、思っているというか、お互いがそういう思いであったらいかんで、私としては、もし契約してもそれぐらいかかるということを説明してあげてほしいなという思いなんですよ。どうですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 幹部の方とはしっかりと今の内容についてはもちろん協議もさせてもらいたいというふうに思っています。納期につきましては、参考に聞かさせてもらったところ、最低1年はかかるというようなことは今聞かさせてもらっておるところでございまして、必要なものはしっかりと対応するという、緊急、有事のことでございますので、そのあたりはしっかりと対応していきたいと考えています。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういったところでやっぱり要るものは、何遍も言いますが、何とかしてあげてほしいという思いであります。

それと、今言うてる、今後は免許証の問題とかがありますので、そこはまた難しい問題です。しかし車が大きいとなると、中型免許かな、それを取得してもらうのも1つの今後、免許取立ての若い子に言うてもまたその子が乗っていけるかと、そういう大きい車は自由に操れないと、いざというときの緊急自動車ですので、そういうことも課題の一つとして、また若い子には中型免許を取れる補助金というか、またそういう消防団に関してのところをお願いしたいなと思う。それに関してまた過疎地と私たちの町が今指定されている中で、過疎地のことを利用というか、それに乗っかって消防自動車購入というのは、それは可能なんですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 過疎という起債を張るということは間違いありませんので、そ

ういうところについては対応できるかと思いますが、全体の過疎でいきますと
いろんな事業がございまして、そこら辺も調整をさせていただいてというこ
とになるかと思っております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 いろんな何でもかんでも過疎地でというのは大変だと思うので、も
しそれがまたうまく使えるのであれば、3,000万のものが安く購入できる
のだったらそれは使えたら使える方向で、いろんな補助金をまた聞いていただ
きたいなという思いであります。

それと、消防団の声としてもう一つ、最後になりますが、防災センターの計
画はどうなっているのか。何かいろんなあれでもう止まっているのかやらない
のか、これも消防団の声であります。本当に。防災センターがやってもらえる
のか、防災センターはもう中止なのか、この辺もちょっと考えていただきたい。
というのは消防団の方が、ポン操というか、ホースをぎーっと伸ばして巻いた
りする練習、というのは年に何回かそういう試合が消防団の中にあるんですよ
ね。そういうところに参加するのに練習する場所がないということを知ってお
りますので、防災センターがあれば、防災センターの前でできるということ
を今までの図面なんかでも、前のを見ていると、日頃はそれを使ってくださいと
いう思いがあったというか、消防団の声はそうやって聞いておるんですが、防
災センターの今後、これはもうどうなっているのかということでもあります。

事前に、町長には、図面というか、昔の建設水道課の建物とか図面は事前に
頂いているんですが、ここにもし建てるのだったら建てるという思いですか。
その辺も聞きたいんですが、前から玄関先にはやめておいたらという話も聞い
ていると思うんですが、計画としてはここにといういまだに考えでありますか。
ちょっと聞かせていただきたい。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 消防の話が出まして、ポンプ操法大会が毎年8月に県の大会があり
まして、犬上三町は、簡易式ポンプの部と消防自動車水出しの競技大会があ
ります。本町も、犬上三町のローテーションで出動をしてもらっておりますが、
ポン操の練習場所は、ポンプの延長の長さが要りますので、早朝に東保育セン
ターの駐車場を使ってもらったり、それから犬上分署の敷地を使わせてもらっ
たりという、練習をしておるところでございます。

それから、私が就任してからの防災センターの計画についてでございますが、
私は公民館の東には建築しませんということを言ってきました、それじゃどう
すんのということで、度々議会でも議論をさせてもらって、最終、令和3年9
月3日の議会の全員協議会で、行政としては、最終案はこれでやりたいとい
うのを提案させていただきました。仮称については、甲良町防災危機管理センタ

一というセンターでございます。場所は丸山議員がおっしゃった役場庁舎南の第3会議室、それからブロック建ての前の建設水道課が入っていた南別館、2階は書庫になっている場所の位置であります。南北が21.5メートル、東西が15メートルの長さの鉄骨造の三階建てを提案いたしております。設備といたしましては、1階は備蓄防災倉庫でありまして、食料、生活物資、防災資機材の備えるスペースでございます。2階が防災本部機能、いわゆる今、防災、災害対策本部については、役場の第1、第2会議室を使っておりまして、消防団の幹部も待機をもらうんですが、長靴を脱いで会議室に上がってもらっているという不都合さがありますので、消防防災機能が果たせるように、通信機器の整備をしたり、それから24時間無停電の本部体制、それから関係者の待機場所が2階の本部機能、それから3階については、ブロック建ての建物を壊しますので、文書保管の書庫を3階に、役場庁舎に近接をすることによりまして、職員の動線もよく、機能本位の配置であると考えております。

それから、もうご承知のように、近年災害激甚化、それから頻発化して全国どこかで毎年災害が発生しているということでございますので、今、防災・減災・国土強靱化のための5カ年加速化対策期間中でありまして、この施設でいくとすれば、財源については、緊急防災減災事業債を充当して対応したいというふうに思っております。

以上であります。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 今、町長が説明されたように図面を見てもよく分かるんですが、この中には、見てもシャワー室というのはどこからも見ているとないように思うんですが、そういう、消防団の方ですので、いろんなことで汗をかいたり、やっぱりシャワー室とかいうのが見ているとどこにも書いてないんですが。ただ、消防団員の方にも聞きますと古い人に聞きますと、若い子も、いざいざときは自警団として来ていただける。しかしそこで、ちょっと汗をかいたし、風呂に入りたいから、シャワーをあげたいから帰る。もう若い者は帰ったら来ない。一遍帰ると来てくれない。来ないというと失礼ですが、一遍帰ると来てくれない方が多い。だから、やっぱりそういうようなところで、休憩の取れる場所、食事の取れる場所で、シャワー室が必要だということを聞いているんですよ。でないとそのままシャワーをあげに帰ったまま、若い消防団員の方が帰ったら来てくれない。だから、何らかの理由をつけて帰ると来られないので、そういうところでシャワー室の設備というか、必要でないかなという思いなんですよ。

しかしながら町長、この庁舎自体もかなり古いので、いずれはこの庁舎の建て替えなんかも問題が出てくると思うんですよ。そういった中でねこの南側に

玄関先にまたこのようなものを建てるというのは、私はどうかなという思いがあります。というのは、北っぺらというのかな、田んぼを買って造成して、また防災センターが建てられるように、水槽というか、水が逃げない、何て言うのかな、忘れた。水が逃げないように、水がたまるようにわざとそういう駐車場の仕組みにもしてありますよね。あれが全く無駄になりますよね。その辺はちょっとどのように考えておられるのか。全く、購入した防災センターを建てるという予定をしていた場所には建てる気はないということですか。あっちの方は、例えば距離も長いしそのホースを流して練習するのも幅広くて長いから便利がいいということ消防団員の方は言うておられるんですが、どうですか。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 付帯施設のシャワーであったりは、中身の細部の検討のときに必要な施設だと思います。数年前に春日商会の何日間か燃え続けたという火災がありまして、それも、本町でいくと災害に匹敵するような火災でありましたので、昼夜、消防団の方が寝食を忘れて消火活動に当たっていただいた。そのときもシャワーという話は出ておりましたので、そういう設備が必要かなと思います。

それから、役場庁舎と防災危機管理センターについては、どちらも機能としては、庁舎は庁舎、防災危機管理センターはセンターという機能が充足するべきだと思っておりますので、それぞれ老朽度、必要度に応じて、それぞれの検討を個別にする必要があります。

したがって、防災センターを建てたから将来庁舎に転用するというのは、法律上支障がありますので、個別必要な施設は必要な施設で検討すべきだというふうに思います。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** いやいや、私が言うてるのは町長、防災センターを建てようという計画で、今言うてる北側の駐車場は、言うたら調整池、思い出した、ごめん、調整池を必要だという、面積に応じた建物とあの当時そういうような話になって、調整池で水がたまるような設計の駐車場になっているわけです。今たまに雨降りの大雨なんかの後で通ると何カ所か水に浸かっているところが確かにあります。そういった土地を防災センターを何も庁舎にとかいう思いでなしに、防災センターを建てる場所というか、そういうような設計で造成もして、調整池として水がたまるような駐車場にわざとしているわけでありますので、その場所をやっぱり上手に利用する。建てるのであったら利用すべきではないかなということなんです。これ正直に言うて、来年、町長も替わられるということですので、総務課長、これは課としても今後、考えていく課題、また引継ぎというとおかしいですが、もし新しく町長が替わっても考え方が一緒であ

ったら、全然いかんと思うんですよ。何のために造成して、そういうようなことをしたのか、もったいない。あのまままた普通の駐車場にするにしても、あの水路はもう全部壊さないとかかんようになってきますよね。今の北側の購入した土地ね。あれが一般の普通の駐車場にこれから使うというのであれば、あの水路は皆、今言う調整池で水がわざとたまるようになっているので、あれは全部撤去せな、逆に2,000万も3,000万もあの造成工事にかかっていますよね。それが無駄になりますけど、その辺はどう思いますか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 水路だけの話をさせてもらいますと、今現状あるんですが、ものを建てる・建てないにかかわりなく、あの水路はそのまま取る必要はないかとは思っています。あそこからたまった水が下流に流れていきますので、取る必要は特にないなというふうに思っています。具体の建設につきましては、私がちょっと軽々に申し上げるものではないかと思っています。

以上です。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 これ以上この話を続けてもあかんと思しますので、これでやめておきますけど、やっぱりせつかく購入して造成して金をかけた土地に建てていただきたいなという思いであります。また、これは次、替わったときに、また、話していきたいなと思っています。

これで質問を終わりますが、引継ぎの方を町長に最後になりますがよろしくお願ひしたいと思ひます。消防団としては何遍も言ひますが、建ててただけなのか・建てないのか、その辺をはつきり聞いておいてくれということでありました。

以上で私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○建部議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従ひまして質問の方をさせていただきます。

まず最初に、町施設の修繕というふうな項目の中で、私もここに福祉センターということで保健福祉センターに特化しているんですけども、町の施設はかなりどことも古くなっているんで、そういった中でもこの保健福祉センターというのは建ってから大分経つかもわかりませんが、まだ比較的見栄えがいい方というか、新しい方というふうな形で感じております。そういった中、最近僕も福祉センターへ行く機会が少し多くなりまして、老人クラブというか、すいません老ク連ということで会議室へちょこちょこ寄せていただきます。そ

ういった中で、あまり僕も気がつかなかったんですけど、その会場に会議室に
来られている方が、壁紙が破れているし、また、上からのシミも沢山出ている
と。我々町民だけならいいけど、ここで多くの方々が、他の多くの方々が会議
をされているということは、少しやっぱり、他の町の方が利用されるにしては
恥ずかしい状態ではないかなというふうな形を言われました。

そういうようなところに対して、やっぱりある程度は町としても修繕計画と
いうふうな形を本来は立てるべきではないかなというふうに思っております。
ただこういうような形が残念ながら一般予算とかそういうのも見ましても、な
かなか出てこないというふうなところで、今現在そういうようなタイミングと
いうか、各施設に対して老朽化、やっぱり直さんならんところが沢山あろうか
と思います。傷んだらすぐに直さんことにはまた傷めるというふうなところで、
そういうような形が、その感覚というか、そういうようなところが気にならな
いのかなというふうに、もうこれはずっともう言うてもあかんでというようにな
ってくるともうマンネリ化してもうて、どうでもいいわというふうな形にな
るので、そこら辺は一遍計画があるのかなのか、保健福祉課長、一遍お伺い
したいと思います。僕は立てるべきだと思うんですけどよろしくお願いします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 議員ご指摘いただきましたとおり保健福祉センターも建
設から25年が経過しています。壁紙のめくれてきているところですか職員
も、自力でちょっとホームセンターで購入してきたようなもので貼りつけるよ
うな努力はしたこともあるんですけども、やはりもうそれでは手に負えないと
いいますかどうしてもめくれてきてしまってというところで対応ができてない
ところがございます。25年ということで老朽化に伴って、設備ですとか機器
の更新、また温水プールの営業等に支障を来さないようにということで、緊急
的な修繕の対応に追われているところが現状でございまして、修繕につ
いては、優先度がどうしてもありまして、予算に合わせてというところでその
都度対応させてもらっているところではあるんですけども、来年度が建築基準
法による特殊建築物定期調査の年になっておりまして、その中でも幾つかまた
修繕の箇所という指摘が、そういった事項が出てくるのかなというところで、
そういったことを受けまして、また修繕計画の方を検討していきたいと思っ
ております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 私も監査をやっているんですけど、この町については脆弱な町というふう
な認識もしております。ただ、やはりこれはほっておくとだんだん悪くなる一
方なので、少しでも延命化というふうな形を考えていかなければならないと思
うんです。だから、何らかの形でやっぱり延命化の治療というか、修繕という

か、そういうようなところを、そういう企画をやっていくべきだと思うんです。そういうようなところについては、町長は今後をやっぱり次の町長の譲るといふところなんやけど、そういう定期的なやっぱやっっていくというところに対しては、僕から言うと凡事徹底にはならないと思うんです。やっぱり、そういうようなところを直してすぐにはあまり金をかけないというところが重大な、重要なところだと思うので、それについては、引継ぎもしっかりやっしてほしいなというふうに思いますので、町長何かありましたら。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるご指摘のとおりでございます。財源がついていくのかということになりまして、一応総務課の施設管理の方で、全体的な公共施設整備計画というプランを立てております。役場、町の全体の施設、義務教育施設、それから住宅の延命化はどうするかということではありますが、その計画によるとかなりの財政負担が、毎年計画的に計画どおりいきますと予算が伴わないということでもありますので、究極は、保健福祉課長が答弁したとおりではありますが、そうはいっても、逆に適期に修繕をしないと余計にお金がかかるということでもありますので、緊急度から予算化をしているという状況でございますので、今後は財政計画に施設管理を計画的にどう乗せていくかについては、今、財政サイドと協議を続けているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 いつまでも長く使うために、やっぱ定期的な管理というのが重要だと思います。こういうようなところで、誰が指揮を執るのかというふうなところが、重要だと思うので、そういうようなところにお金が余計にかからないように調整をいただきたいと思っております。

次に、2番目の児童通学路の安全対策というふうな形についてお伺いしたいと思います。

これは、議員有志もいろいろ確認はされていると思うんですけれども、私も議員1年生になったときに質問をしたことがあると思うんですけれども、京都亀岡で起こったのは平成24年ということで、ちょうど私が議会に寄せてもらった頃と違うかなというふうに、10年以上経過するわけなんですけれども。それとやっぱ通学路で大阪北部の大地震によるプールのブロックが倒れて本当に悲惨な状態で女児が挟まれて死亡したというふうな形があります。

どの町でも、不安全箇所というのはやっぱり沢山あろうかと思っております。そういった中で甲良町も、以前にもこの質問をしたときにやはり点検はしっかりとされておったというふうに、認識をしております。通学路について、不安全箇所、また町としても確認されていると思っておりますが、交差点、幅員の狭い道路というふうなところの箇所はどのような形で今も把握されているのかなというふうに

質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 甲良町では、甲良町通学路交通安全プログラムというのに基づきまして、甲良町の通学路交通安全推進協議会が設置されております。その中で関係機関と連携を図りながら、児童・生徒の通学路の安全確保に取り組んでいるところです。この協議会では、子どもたちが安全・安心に通学できるように、危険箇所の合同点検や対策を講じているところです。ですので、また、各字の支部長の方から報告を受けた通学路等の危険箇所を推進会議のメンバーが、年に1回、夏休みに合同で点検を実施しているところです。それぞれの危険箇所への具体的な対策をその場で協議し、通学路の整備と安全確保に取り組んでいるところです。

特に一番子どもたちや保護者、地域の方々が危険と感じている箇所について、関係機関と共有しながら対策を講じておりますので、その中に議員のご指摘の交差点や、道路幅の狭いところ等についても、確認をしているところでございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。事故の事例で、千葉県でああいう絶対的に予防できないというか、飲酒のトラックが、昼間に飲酒してお酒を飲んで帰りの下校途中に突っ込んでしまったという事案もあります。そういうようなところもありますし、大津でも、これは児童じゃなくて園児の方ですか、中に突っ込んでしまった。これは基本的にはそういう道路に柵があれば助かっておったというか、ところもあるので、点検というのは毎年同じ人がやっているんじゃないかと、客観的事実で判断するので、人を替えながら見ていただくというふうな形も重要な対策の1つやと思うので、そこら辺についても検討してもらったらどうかというふうに思いますが、いかがですか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 交通安全の推進協議会のメンバーなんですけども、全ての者が毎年同じメンバーではありませんので、その中でいろんな視点で見ていただくというところは、ある程度は確保できているかと思いますが、中には学校関係者とか教育委員会等、長年勤務しているものもありますので、その辺のところについては、今後、また課内の方でも協議しながら進めていきたいと思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 そしたら2番目の防犯ベルタッチくんについてお伺いしたいと思います。ベルタッチくんも議員の方からもいろいろ過去に質問があったと思うん

ですけれども、既に業者というふうなところがもうなくなっているという、製造元がつぶれたかどうか分かりませんが、なくなっているという返答をもらっております。なくなったということはもうメンテがなかなかできないというふうなところになってこようかと思えますけれども、やっぱりそれ以上に、点検というのはしっかりやるべきだと思います。そういうようなもので鳴らなかったら、作動しなかったらやっぱりまた違う方策を考えるとかいう形をしなければならぬと思うんですけれども、ベルタッチくんの非常時の作動件数というのは、最近どれぐらいあるのかなという形でお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** 今、タッチくんの方の管理につきましては総務課の方でやっておりまして、うちに残っている資料でいきますと平成31年1月から令和4年まででいきますと、非常時の作動はないというところがございます。ただし今年度につきましては、9月にいたずらによる作動が1件発生しているというところがございます。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ベルタッチくんは作動件数はそういうところということが1件と、それとすいません、次の場面で東・西小学校の児童についての実施訓練、今は人数が非常に少なくなってきております。例えば下之郷の児童が呉竹の児童の方へ遊びに行くとかいうふうな広域化が進んでいるというふうなところで、やっぱりそういうような環境を常に学校として指導しておかんとあかんというのがこれは重要やと思うので、そこら辺についての訓練とか、そういう位置確認も含めての内容になっているんか、ちょっと2つをまとめましたけど、よろしくをお願いします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 訓練につきましては、各校とも年に3回、こちらについては災害と不審者対応を基にした避難訓練を実施しているところです。また、学級でも不審者等を想定した指導は随時行っておりますので、その中で防犯のためにタッチくんを使用するように指導はしているところです。

位置確認についてですけれども、特に通学路については、教員の引率による学年下校や集団下校等を行っておりますので、その中でタッチくんの位置を子どもたちに確認しているというところがございます。ただ通学路以外の位置確認については、なかなか学校の方で指導というのは難しい状況ではあるんですけれども、小学校においては、小学校3年生においては地域学習とかもありますので、他字のところ子どもたちも行くこともありますので、その中でタッチくんの位置とかについては、若干確認をしたり地図に印をつけたりという形で、

確認指導等は行っております。

ただ、もう少しきちんとした形で徹底するには不足すると思いますので、全校児童を対象にした交通安全教室が各校で行われていますので、そういった中で、そういったところの町内にある、あるいは学区内にあるタッチくんの場所等について、画像等を使いながらとか確認できないかということは今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 せめて、西学区は西学区、東学区は東学区を最低でも大体分かっているというふうにしてあげてくれた方がいいかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと直近の点検ということで、防犯ベルタッチくんの直近の点検ということで、基本的には鳴るか鳴らないかというふうな形の点検をしてもらうというふうな形になってこようかと思うんですけど、その点検は、直近ではいつ頃されましたか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 防犯ベルタッチくんにつきましては、まず3カ所ございます。直近の点検でいきますと、令和2年度に点検を実施したというところになります。ただしこの点検のちょっと調書が残っておりませんので、電気系統もありますので、それにつきましては、令和6年度に再度電気系統を含めた点検を行う必要があるかなというふうには今、予定をしておるところでございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 点検は一斉にじゃなくて職員が鳴らしに行ったらすぐに分かる話と違うかなと僕は思うんです。それでこの機器そのものは、1・0の世界というか、押したら鳴る。押したら止まるかわからんけど、自動的に止まるのかもわかりません。タイマーがついておると思うんですけども、そういうI・Oの回路になっていると思うので、比較的そのI・Oの回路というのは簡単なので、鳴らしてみても大丈夫かというふうな形ぐらいは、年に1回ぐらいは見とかないと、これはちょっとまずいのと違うのかなというふうに思います。

それで、本当に職員が押していったらその点検が鳴ればいいので、そこら辺は徹底して点検をしながら、そういう不備なタッチくんがないかという確認ぐらいは、2年前というか、そんなことにならないように、確認をしてもらいたいなというふうに思います。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 今ほどありましたが、令和5年、今年度につきましては目視と

いうところがございますが、私は電気系統まで把握はできていないわけではございませんが、目視による簡易点検を職員の方には指示をしたところがございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 一応子どものことですので、しっかり対策、また点検をお願いしたいと思います。

次に3番目に、人口の減少と最近の湖東定住自立圏の状況ということで、これは下にも書いておりますけれども、地方から大都市圏に人口が流れないようにせめて1つの町を中心に人口を維持していくというふうな総務省の定住自立圏構想推進要綱というふうなところでされました中身なんですけれども、最近彦根、また豊郷、近隣の多賀など犬上三町に対してどのような動きをされているのかなということで、一遍聞かせていただきたいなというふうに思います。私が聞いたときにはその成果というのは相乗りタクシーぐらいかなというふうには思っている、思っていたんですけど、最近はどういうふうな形になっているのでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○企画監理課長 定住自立圏におけます自立圏全体の新たな取組で申し上げますと、平成30年に名神高速道路に接続する多賀スマートインターチェンジの事業がございました。また、さらに直近で申し上げますと、令和2年には、彦根市の新たな市民体育センターとなりますプロシードアリーナHIKONEの事業をビジョンに追加して、この湖東定住自立圏の取組として、このビジョンの目標であります、定住人口の確保と交流人口の増加、こういったことを目指して取組を進めているところです。

また、このビジョンのKPI、重要業績評価書、言わば目標数値、こちらが令和6年度には圏域で15万5,507人にすることを目標に掲げて様々な取組を進めており、令和4年度時点では15万4,475人と目標値の約99.3%といったことでやや目標値を下回る経過となっております。

また、こちらの定住自立圏、5年ごとにビジョンをつくってございまして、今回は、令和7年度を始期とするビジョンの策定に向けて、今、現計画の見直し作業に取り組んでいるところでございます。

圏域の市町の独自性を互いに尊重しながら、新たな地方生活圏の舞台をつくり上げていくといったようなことに向けて、関係市町で取り組んでいるところでございます。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 具体は課長が申し上げたとおりであります。私からも経過とビジ

ョンについて申し上げたいと思います。

この定住自立圏構想は彦根市と犬上三町の合併が成立しなかった後、平成20年に総務省から定住自立圏構想が出されました。平成21年4月に彦根市が湖東定住自立圏の中心都市宣言を行って、21年10月に1市4町、いわゆる彦根、愛知、犬上1市4町で湖東定住自立圏形成協定が締結をされて、今の子体的話でございます。

早いということがこの圏域の合い言葉だったんですが、近畿で初めて、それから全国で4番目の協定締結でありましたが、中身の問題でありますので、定住自立圏1市4町で定住人口を維持し、どう活性化をさせるかということでありますので、既にもう14年が経過して、次の令和7年度からの次なるビジョンを組み立てるといふ段階でありますので、12部会で実務をやっているところでありますが、次期ビジョンに合わせて、今度は首長サイドが、広域行政としての政策、重点対策について、どういふふうに組み入れるかという実務的にはKPI手法で、重点成果を指標で表しているわけですが、首長サイドとして、もう1回枠組みの中で、どういふ圏域をしっかりとやるのかという議論はしなければならぬといふふうには思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほどの説明ではあまり広域では人口が若干減っているもののあまり変わりはないといふ、目標に対しては変わりはないといふふうな形を言われましたので、一局やっぱり甲良の方が人口減少が進んでいるということ、考え方からすると大きく考えて、湖東という中の一角に甲良の減少というのがあるということを含めて、今後はいろいろな意味で、甲良はこのままでいいのかといふ、このままでそういう4次計画で甲良のよさといふところもちゃんと載っていますし、田んぼがあつていろいろな環境がいいといふところ、これはそれでいくのかといふふうな、カラーを示しながら、そういうようなところもやっぱり総合的に今後は考えていっていただきたいなといふふうには思っています。

次に4番目に、防犯安全対策について質問をさせていただきます。

特殊詐欺という形はニュースで被害者はいろいろ毎年言われております。そういつた中で、その被害の中身を見ると高齢者が8割ほど、やっぱり占めているといふことで、この甲良も高齢者の割合がだんだん増えていって、特殊詐欺の被害は、喫緊の課題であると思つております。

ある事案で80歳の女性が市役所の職員を名の人から、還付金詐欺といふか、医療還付があるといふことでATMに手続をしてほしいといふことで電話を受けまして、金融機関の無人のATMのコーナーに操作をしましてといふところで、実際は振込詐欺に遭わなかったといふことは、そのときは金融機関がキャンペーンで、特定のそういう人といふか、この人は直接振り込む限度額と

というのは銀行が設けていたらしいので、直接被害にはならなかったという形のものが書いてありました。

これから年末に向かいます、我々の甲良も沢山のお年寄りというか、高齢者が、すいませんここに老人といろいろ書いたんですけれども老人というのは差別用語になるかもわかりませんので、高齢者という名前に替えさせていただきます。高齢者を狙う詐欺とか、そういうようなものが、防犯対策とか、町として啓発活動は準備できているのかなというところについて質問したいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、詐欺や窃盗についての状況だけ、最初にお話しさせていただきます。

滋賀県全体でございますと、昨年度に比べまして10月末の累計でいきますと、特殊詐欺被害については、高齢者を中心に発生をしていると。預貯金詐欺、架空請求の詐欺が、昨年にと比べると113件増加をしていますと、10月までの累計でございます。全体で214件、そのうち高齢者の方は134件で、全体でいきますと62.6%の方が高齢者の方が被害に遭われているというようなことを滋賀県の報告を警察の方から聞かさせてもらっています。また、住宅に侵入する窃盗やひったくり、車上狙いについても県内で10月末で約572件が増加していると。滋賀県全体でございますが、全体でいきますと4,152件というような数字ということで、約600件近く増加をしているという状況でもございます。

特殊被害についての数字は甲良町では持ち合わせないんですが、窃盗については数字がございまして、令和5年で19件、これは10月末でございます。昨年度に比べますと3件増加していると。もう一つ前の3年からいきますと8件増加をしているというような現状でございます。

特殊詐欺や振り込み詐欺等の犯罪被害についての注意喚起につきましては、防災無線によりまして情報の発信を、不定期ではございますが、行っているというようなところ、また被害防止に関する取組につきましては、甲良町だけではなくして、この間も、先週も彦根犬上の防犯のフェアがあったわけではございますが、そういう関係機関、警察、先ほど言っておりました金融機関、また地域も含めてそういうような推進をしていきたいというふうに考えております。

そのことが、阪東議員が言われました年末の万全というところまではいかないと思いますが、地域で協力して取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけ被害に遭わないように、お願いしたいのと、2番目で、特に独り暮らしの方に、不審な金融商品というか、過去もあったと思うんですけども、そういうものの勧誘など未然防止のために、気楽にこういう人が来ましたよというふうな形のものが、町にでも連絡網というふうなところがあれば、一番いいと思うんですけども、そういうような、特に高齢者に寄り添った町ということを言われているので、そういうような地域の方々の連絡網というふうな形について、少しはこういうような形のもので分かりやすくしてほしいなと思うんですけども、その点について、設置を含めていかがでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 窓口でございますが、まず10月の広報の方におきましては、消費者ホットラインであったりとか、滋賀県消費生活センターの電話番号なりこういうことをされていますということを広報ではお知らせをさせていただいていると。10月の広報のところでございます。相談につきましては、役場であったりセンターであったり、気軽に相談をしていただければ、また次の警察なり消費生活センターにつなげていくことが可能かと思っておりますので、気軽にといいますか何かありましたらまず一報を役場の方にいただくということで、解消はしていく、地域とそれも協力をしてということになると思っておりますが、そういうところでまず対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ちょっと質問がテレコになったんですけど、町の独居老人というか、高齢者の世帯はどれぐらいありますか。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 住基によります直近の独居高齢者65歳以上の方の世帯数は523世帯となっておりますが、実情というのは町としても把握はできておりませんで、令和2年の国勢調査の数が実情に近い数かなというところで、こちらは270世帯となっております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ちょっと質問に書いてないんですけど、男女の割合というのは、女性というのは案外引け目になる方が多いので、割合って出ていませんよね。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 申し訳ありません、ちょっと男女の比較はしておりませんでした。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 分かりました。そしたら4番目に、これから本当に暖冬といいなが

ら冬場が到来するというところで、高齢者世帯というのでやっぱり物価が高うございます。そういった中で、暖房を使用したり、しない方もおられるし、使用した場合には、使用の間違い、高齢者の間違った使用によりまして、火災の危険度というふうなものが高まってくるのが懸念をされます。

そういったことで、地域の連携が、これから高齢者が増えて、取りあえず独居の老人が増えてというふうなところについては、やっぱりそういう必要団体との連携指示というふうな形が、これからますます重要になってくると思います。そういった中で可能な範囲で町としてはどういうふうな連携を考えているのか、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 連携というところで、民生委員さんの活動としましては、地域の見守りが必要と民生委員さんが把握をしてくださっているご家庭の方ですが、見守り支援世帯丸ごと状況確認というのを毎月行っていただいております。こちらは108世帯、町内全てで民生委員の方が活動によって見守っていただいている世帯数です。老人会さんにおきましても友愛活動ということで、高齢者の見守り活動を実施していただいております。そういった活動の中で、支援が必要の方ですとかそういった方を把握された場合には、町の福祉課の方や社協の方に情報提供というのをいただきまして、その中でまたこちらから訪問とかいった形で支援の方につなぐような連携を取らせていただいております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 独り身の人が悲しく亡くなるというふうな形にならないように、常にそういうような管理というか、監視、監視というのをやっぱりしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

次に5番目に、尼子駅から尼子のセブンイレブンのコンビニまでの街路灯が木に遮られて冬は非常に暗く感じておるということで、質問に出した途端にはがりをしていただいて、誠にありがとうございます。今はきれいになっていますけれども、やはりここで1つはどういうタイミングに、まさかこの質問を出したさかいに刈ってくれはったということはないと思うのやけど、そのタイミングはいつ頃を想定されているのかなというふうにお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** 尼子駅から尼子のコンビニまでは県道でございまして、大体約600メートルございます。県が植樹の剪定を行っておると。クスノキなんです、大体1月から2月ぐらいに、すいません、8月から2月にかけて1年間を通じてその機会に剪定をされておるというふうにお聞かせてもらっています。ただし冬場は葉っぱがおおわれますと光が入りませんので、そうしますと水が

たまったりしますと凍ったりとかそういう支障がありますので、寒くなる、そういう前には、基本的には切っていただくというようなことになるかと思いませんし、また夏場は、お子さんとか交通弱者と言われる方が歩道を通られますので、そこは影がないと、またそれは非常にお困りにもなるかと思しますので、そのタイミングで切ると、剪定すると、そういうのを見計らったの剪定になっているかというふうに思っております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 以前もちょっと話はしたかもわかりません。街路灯の間隔の割合がちょっとまばらというか、そういうような形とサイズというか、大きさが、小さく感じて、そういうようなところで照明が行き渡ってないというふうに思いました。そういったところで、今後はそういった面も検討されてはどうかと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** 防犯灯、街路灯につきましては、あの区間で13基ございます。間隔は50メートルに1カ所と、これがいいのか悪いのかどうなのかということではございますが、再度確認はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 秦荘と比べたらもう全然差があると。課長は地元やでよく知っておられると思うので、そういうような感覚で見てもらって、特に甲良のメイン通路なので、十分に考えていただきたいというふうに思います。

続きまして5番目に、人口減少と今後の財源の手当てという形のもので、質問をさせていただきました。急激な人口減少が進んでおります。町で言うGDPというか、自主財源がますます減少をしてきているということで、企業誘致も進まない中で、過疎指定の財源頼りだけではいずれ破綻に近づいていくということは言うまでもないと思います。少しでも町に根をおろしてもらうためにも、最大の要因は、何かという課題をどのように町長は認識されているかお聞きしたいというふうに思います。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 人口減少と財源手当てという、非常に甲良町のポイントを絞ったというか、重点を絞ったご質問をいただきました。

もう、過疎地域、人口減少については、本町の大きな課題でございます。これまで、何度かこのテーマでご質問をいただいて担当課長からは、出生数を増やすこと、外部からの人口流入することという、そのためにどうするかという方策が見えていないわけでありますので、少し、今後のために整理をいたしま

した。人口減少問題は2つの捉え方があるということが言われています。1つは緩和策、今言いました出生数や移住者の増加を促す取組、もう一つが、あまり言われてないんですが、適応策ということも言われておりました、人口が減少しても持続的な地域をつくる挑戦と、そこに果敢に攻めるということで、本町も、法に基づく過疎計画についてはどこも一緒ですが、〇〇市町過疎地域持続発展計画、持続発展をさすのだという、人口を増やすことと持続発展という緩和策と適応策、同時追求が重要だと言われております。

代表的な人口減少の対応策として、今日まで進められてきたのが市町村合併でございました。ただ、滋賀県では高島市、長浜市、東近江市に旧7町の過疎地域が内在しまして、この3つの市は一部過疎に指定をされております。それは東近江が抜けているんですけど、今滋賀県では、高島市、長浜市、米原市を対象に北の近江振興プロジェクトとして、観光の活性化や企業誘致などを通じて、にぎわいの創出に県としても取組が始まりました。過疎対策はこれまで、生活環境いわゆるインフラ整備に過疎対策事業債を充てるということで、過疎地域の活性化を図られてきました。

過疎に取り組まれてきました島根県企画部長は、「過疎はあくまで生産性の問題に帰する」ということをコメントされていますので、先ほど言いましたように幸い甲良町は、滋賀県で最大の29ヘクタールの町有地の事業用地がありまして、過疎計画の17ページに、新たな産業誘致に向け、事業用地の活用に係る公募を進めるとしてございまして、県の産業誘致戦略が、今年度末には県でも計画を策定されますので、滋賀県に甲良町への重点的な支援要望をいたしております。

本町の実質公債比率は、令和4年度で10.3%と少しずつ指数が低下をしてきました。財政脆弱の本町は、財源として有利な過疎対策事業債をハード、ソフトで有効に今後も活用していく必要があります。しかしながら、財政健全化計画及び改善プログラムの取組による財政規律をキープしていかなければなりません。一方低密度の人口の過疎地域のまちづくりは、実践と議論を進めることが、人口減少問題の対策を成熟に導くとされてございまして、人材の確保及び育成は最も重要ということ。このごろ人材ということがよく言われます。制度としては、集落支援員、地域運営組織を設置すること、地域の人が力をつけるには、基本に立ち返って、外部のコーディネーターや専門家の関与等のアドバイスが欠かせないと思っております。

また専門的な知識、経験、いわゆる識見を有する外部の人材の登用も欠かせません。先進的な事例であります、東京の大手企業からの出向者によって、省庁との折衝、困難な準備をスピーディーに終え、自家用有償運送の実証実験にこぎつけた外部人材の存在も報じられているところでございます。

いずれにしても人材育成は、内部人材の育成と外部人材の参入が必要不可欠であります。そして、先ほど申し上げました喫緊の課題である住民サービスに資するデジタルトランスフォーメーションを行政を揚げて重点推進することだと思います。願わくば、外部人材の登用があるに越したことはありません。今、本町でもそうですが、全国の自治体でもありますが、基幹業務システム統一と標準化業務の移行は、令和6年度と令和7年度の2カ年のタイムスケジュールが設定されております。人口が減少し高齢化が一層深刻になる甲良町として、DXの取組は地域の新たな取組の先駆になると信じて、今後、重点的に推進すべきだと思っております。

ただいまの阪東議員の質問を契機といたしまして、全国町村会発出の町村からのDX推進10カ条を配付させていただきますので、二元代表の町長と議員、そして実務を担任する補助機関の職員とで、一層の政策議論、政策形成をよろしくお願い申し上げる次第であります。

お願いになりました。お願い申し上げまして、答弁をさせていただきます。ちょっと課長から資料を配付してもらいます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。今ほど町長がお話しいただいた中身については、十分理解をしました。

先日大野県議会議員にお話をさせてもらう機会がありました。甲良の人口減少というふうな中身でやっぱり1つは働き場というふうなところも含まれていたようなんですけれども、誘致というか、1つはこの甲良の広大な田園をこれからどのようにしていくかというのも、これも大きなところだと思います。そういうことも言われていました。あまり乱獲をしない程度の開発というのも、1つはやっぱり大きな重要なところだと僕は思います。それと、4次甲良町総合計画に対しても、僕は福祉や健康、そして出産、子育て支援、また、高齢化支援については、他の市町に比べて、そないに住むことに対しては劣っていないように僕は感じております。逆に、買物の場所とかそして若者が魅力的なファーストフードというふうなところが若干ないので、そういう魅力がないのかなというふうな、これは施策によって変わってくるので、そういうふうなところでやっぱり定住につながる誘致も僕は考えるべきというふうに思っております。

そういった中でアンケートの設問で、町に住み続けたくない項目の中で、先ほどの「買物の場所がない」というのも住民からいうたら第2位に挙げられているんですけど、最も多かったのは「町のイメージがよくない」というふうな形のものが書かれて最初これを見たときにびっくりしたわけなんですけれども、これは設問がそういうふうな、町のイメージがよくないにマルをつけてくださ

いというふうな形があったのか、記憶になかったんですけれども、過去、我々はせせらぎ遊園のまちづくりということで、一生懸命やってきました。

多くの方々の上下関係、また左右の関係というふうな形について、同世代の絆もつくってきたように思うんですけれども、その割にやっぱり今の方々はイメージがよくないというふうな形を背景に思われるということについては、単なるコロナの影響があって片づけるわけにはいかないというふうに、これからこうしてああしてくれということに対して、コロナで片づけるわけにはいかないと思うんですけれども、町長はそのイメージが悪いということに対してどういうふうに思われていますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 終わりにあたりましてであります、一応次期は出ないということでもありますので、選挙戦、あるいは町民と接触する中で、町政が安定をしてないということを目にします。議会もしっかりとしてもらうて、町長もしっかりしいやというそういう言葉を直接いただいておりますので、まずは今日、議会の基本条例を制定いただきましたので、いろんな新たな領域への挑戦ということと、それから甲良ならではのという魅力をもう1回発掘させて、一丸となってさらなるいいまちづくりを進める必要があるなというのが、つくづくの実感です。

それで、今ご指摘の中で言われましたように、やってきたまちづくりは住民参加で決して間違いではありませんでしたし、今停滞していることをもう1回再構築するかというそういう作業が要ると思いますので、その方策はいろんなアドバイス、専門家に入ってきて、ご指摘をいただくということも必要だと思いますし、それから人口の流出がどこへ出ているかという調査もしましたら、1市4町の近隣です。そして、努力をしていいまちづくりをすれば、やっぱりもう1回帰ってみようかということになると思いますので、少し時間はかかりますが、いいまち甲良を目指してさらにみんなで取組を進めることが大事かなというふうに思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

最後に、町長も言われましたように、これから町の方もDX、デジタルトランスフォーメーションというふうな言葉がいろいろ交わされるというふうに思っております。DXというふうな、D、データ、X、これはテクノロジーということで、基本的にはその知識、皆さんの構築したデータをその知識を、やはりコンセプトワークということで、ニーズの必要性を、ただこれはペーパーレスじゃなくて、そのニーズをいかに必要として活かしていくか、これソリュー

ションというふうな解決の方法なんですけど、それをどういうふうにやっていくかということが、やっぱりこれからの幹部の皆さんに要求される部分だと思います。

私は12年間議員として在籍をさせていただきました。その間の支援や指導というふうな形について、本当に皆様につきまして感謝することで、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**建部議長** 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで3時20分まで休憩をいたします。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○**建部議長** 再開いたします。

先ほど阪東議員の質問の中で独居老人の男女の別が問われていましたが、その回答を保健福祉課長から。

○**山崎保健福祉課長** 先ほどの阪東議員のご質問です。住基上、独居高齢者の世帯の523世帯のうち、男性の世帯が143世帯、女性の世帯が380世帯となっております。回答させていただきます。

(発言する者あり)

○**山崎保健福祉課長** 住基上の数です。すいません。

(発言する者あり)

○**建部議長** これの質問は、もうこれっきり。

次に、岡田議員の一般質問を許します。

岡田議員。

○**岡田議員** 2番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回の質問にあたり、私ごとではありますが、第2回地域×T e c h 関西のイベントが、11月半ばに2日間にわたり、京都にあるみやこメッセで行われ、持続可能な地域づくりに貢献する最新技術、サービスが集結し、様々なブースにおいて企業からの最新技術の提案や、国や自治体、企業によるセミナーを通じて、本町に必要な情報収集をし、とても勉強になりました。

その中でも今回私が特に興味を持った、企業の提案に対する、情報提供をしたいと思い、一般質問をさせていただきます。

まず初めにN F Tの技術を活用した地域活性化についてということで、このN F Tとはどのようなものかお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 私もこういった分野に明るくはありませんので、改めて勉強させていただきました。

まずNFTとは、Non・Fungible・Tokenの頭文字を取った略語でございます、非代替性トークンと直訳されているようでございまして、また、偽造できない鑑定書、所有証明書付きのデジタルデータと呼ばれておるそうです。これでもちょっと分かりにくいのでもう少しかみ砕くと、こういったデジタルデータを取引する取引履歴を暗号を用いて記録するといったようなデータの所有を証明する技術といったふうに言われているとも認識しております。このNFTの最大のメリットは、コピーや偽造ができないために、唯一無二のものであるといったことが証明できる点であり、本物としての価値を保障するデジタル手段といったようなものであるというふうに認識しております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 従来は、資産価値の付与が困難だった、例えばデジタルアートが、NFTにより資産価値と売買市場が形成されたことにより、アートかいわいで注目を集めるようになって、さらに高額での取引が実際に行われたことなどから、急速に注目を集めております。一般的に、先ほど言われましたように画像などの電子データは複製できるが、NFTにすることで例えば作成者や所有者の情報が記録され、本物かどうかの判定が可能となるそうです。2020年には400億円弱だった市場規模は、2021年には何と4.7兆円と100倍以上に急拡大しております。

そこで次の質問に移りますが、このNFTを活用して関係人口の創出を図る仕組みをつくるために何か企画していることはありますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 現時点では、NFTを活用した企画といったものを検討している状況にはございません。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 例えばですけれども、NFTを導入した活用例として、佐賀県鹿島市の取組としてデジタル住民NFTとして活用、同NFT保有者は、鹿島市内の様々な場所で特典が受けられる認証として活用や、もう一つは有田焼で有名な佐賀県有田町のイベントでNFTを来場者に配布、関係人口の創出を目指して、有田焼で今後様々な特典に参加できるNFTとしての活用などの取組があります。近隣では彦根市が11月から、国宝彦根城で初代彦根藩主井伊直政になり切れるスマートフォン用のカメラフレームのデータを販売して、新しい収益源として位置づけるほか、活用しているNFTを利用して、新たなサービスにつなげる可能性も検討しているそうです。

ぜひ本町でも、関係人口の創出を図る仕組みをつくるのに検討してみてもいいかと思えます。

そして最後の質問になるんですけれども、ふるさと納税の返礼品にこのNFT

Tアートを活用してみてもどうかということで、検討はありますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 滋賀県内の市町では、甲賀市が先陣を切って本年の2月にNFTアートを提供されたほか、栗東市などでも取り組まれているやに聞いております。今後に向けましては、他の自治体の活用事例を参考にしながら、甲良町にとってどのような在り方がふさわしいかを含めながら検討したいと思っております。

議員におっしゃっていただいた京都のセミナーにも、私どもの職員若手2名を派遣しまして、勉強もしてもらっていますので、そういった優秀な若手が、今言っていたようなNFTを活用したような本町の取組を、また企画提案してくれるかなといったようなことに期待したいと思っております。

また、議員におっしゃっていただいた、甲賀市ではLunaちゃんという企画のキャラクターのデジタルデータをNFTに活用したりとか、こちらが栗東では、栗東トレセンの馬でお気に入りの馬に、それぞれの固有のデザインをしたのをそれぞれ作成して、それを例えば僕のスマホの私しか持っていないこの画像、このデータみたいな使われ方をすると、これがものによっては数万円とかいったようなもので取引されるといったようなふうに、今現在流通しているやには聞いておって、私ではついていけないんですけども、若い職員の活躍に期待したいなと思っております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 先ほどちょうど私もこの甲賀市のふるさと納税の返礼品のNFTアートが中日新聞に載っております、似たような話にもなるかと思いますが、少し紹介させてもらいたいと思います。

中日新聞の記事で、県内の甲賀市がこのNFT技術を活用したデジタルアートのキャラクター作品をこのふるさと納税の新たな返礼品に加えたところ、特設サイトでの受付開始からたった15分ほどで完売したそうです。日本最大級のNFTプロジェクト、クリプトニンジャパートナーズと連携して、222種類を用意して、1点の寄付額が3万1,000円だそうです。ここ数年この本町のふるさと納税は金額が減る一方であり、いろいろな策を講じてはいるが、現状は厳しいので、このふるさと納税の返礼にNFTアートを取り組んでみてはどうかと思いますが、もう一度質問が重なりますが、もう一度この話を聞いた上での、本町としての検討をもう一度お聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 私がやりますと言うにはちょっと私の力不足もございますので、先ほど申しました優秀な若手職員と、また新たな町長をお迎えして、そういったことも積極的に検討していければなと考えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、2番目の質問に入らせていただきます。

ここ数年大雪に見舞われることもあり、2022年度は特に除雪費が大きく膨らみ、財政難の本町にとっては、頭を悩ませる問題です。去年から本町では町が除雪作業を行う従来のやり方と、各集落の協力を得ながら集落ごとに契約を結ぶ体制に変わりましたが、まだ取り組み始めたばかりで、どこまで除雪ができるかは未知数だと考える。

そこで今回は、できるだけ町民からの苦情をなくし、効率よく除雪するためにはどうすればよいか、検討する必要性を感じて、この課題を取り上げました。

そこでまず初めに、過去の状況を把握するために、過去5年間の犬上郡3町における除雪費用をお答えください。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 過去5年間の除雪費用でございますけれども、除雪率が33.7%の豊郷町におきましては、合計約5,000万円が5年間の累計でございます。同じく除雪率が35.5%の多賀町におきましては、5年間で1億2,700万円強が除雪費用でございます。甲良町におきましては除雪率が63.7%ということで、5年間の累積が1億5,000万円というのが、現在の執行した5年間の金額でございます。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 除雪率の方まで教えていただきましたので、私、ちょっと勘違いしております、甲良と多賀とを比べると、多賀の方がもっとかなり費用がかかっているのかなと思ったんですけれども、甲良の方が除雪率が63.7%にもかかわらず、5年間で1億5,000万ということで、かなり上手に一応は除雪作業ができていないかと思っております。ほかの町と比べても、町民の負担にならないように取り組んでおられるので、2年前の大雪のときでも、ある程度の対応はできていたと思いますが、どうしてもそのために除雪費用が、ほかの市町と比べて除雪率が高いこともあって金額等は多くなっているんですけれども、そのための次に除雪管理については、どのように把握しているのか、また、苦情に対する対応をお聞かせください。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 積雪時におきましては、町職員による除雪路線のパトロールを実施しております。また把握につきましては、事業者の方から日報を毎日いただいております、その日報とパトロールの方で現場確認というような形をさせていただいております。

また、苦情につきましては、どうしても現場に行かせていただいて、現地確認を行いながら事業者の方の連絡を行い随時対応させていただいているという

のが現状でございます。

以上です。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 大雪の中での除雪作業の状況や確認は多分大変だと思います。作業されている方は、大雪に慣れておられるので、まだ安心はできると思いますが、例えばその日その日に交代で、本庁の職員が作業や、先ほど言われた見回り状況確認を公用車で走り回っての確認作業となれば、車での事故などのリスクや体調不良によるほかの業務負担にもなりかねないと思います。そこでこれからの時代は技術とアイデアで未来を創造するということで、見える化、効率化で事務コストを軽減する除雪管理システムの導入が私は必須になってくるのではと思います。除雪車にGPS端末を搭載し、クラウド技術で管理することで、業務コストの削減と住民サービスの向上を実現できます。除雪作業のデジタル化によって自治体職員の皆様と除雪業者様の作業を効率化することができ、住民の皆様に安心感を与え、不満解消へもつながります。コスト的なものもあるので費用効果も大切になってきますが、除雪管理システムの導入する検討の余地はあるかどうか、お答えください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 除雪については様々なシステムがございます。北部の方におきましては、ドライブレコーダーにそういった機能をついているものを出していただくような事業所の方もありますし、そういったことにつきましても、先ほど町長からのDXの事業の中で取り組めていけたらなというふうな考え方でございます。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** いよいよ12月に入り、かなり冷え込む季節となってきましたが、いつ大雪が降るか分からない状況であるので、大雪対策をしっかりとさせていただき、町民の皆さんが安心して暮らせるように対策をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。先ほど言ったシステムについては、こちらに私は資料をもらっていましたので、幾つもある中の1つでありますけれども、あと参考にしていただければと思いますので、また資料の方をお渡しさせていただきます。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、3番目の質問に移らせていただきます。

精神疾患の増加による厚労省の取組についてですが、鬱病などの精神疾患の患者が増加傾向にあり、厚労省が3年ごとに実施している患者調査によると、精神疾患の患者数は、2017年の約419万人から、2020年には約615万人に増えているそうです。そこで本町における精神疾患に関する取組をお

聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 精神疾患ということで心の健康状態に不安をお持ちの方の相談ということで、随時保健福祉課保健師の方が対応しております。また、定例の相談会としましては、毎月2回、心の健康相談ということで保健福祉センターで実施しております、広報でも毎月周知をさせていただいております。また、湖東圏域の共同事業にはなるんですけども、地域活動支援事業としまして、精神保健福祉士を配置しまして、2カ所の障害福祉サービス事業所におきまして、交流の場、居場所の提供として、特に平日はほぼ毎日サロン事業というのを実施しているところです。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、厚労省が2021年度から取組を始めている、心のサポーター養成事業とはどのようなものか、教えてください。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 心のサポーターとはメンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域等で、心の健康に問題を抱える人やまた、その家族などに対しまして、傾聴を中心とした支援ができる人のことであり、サポーターが養成され、地域において普及、啓発を行うことで、予防や早期介入につながることを期待されているものと思います。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 最近では大人になってから、例えば発達障害であることが発覚する人が急増していることも見逃せないと思います。大人の発達障害に関する特集が掲載されたことがあるんですけども、例えばこの発達障害支援センターなどの専門の相談窓口の、改めて周知をすることと、やはり他人とのコミュニケーションが苦手な方や、集中力が続かないなどの症状が特徴の発達障害については、2004年成立の発達障害者支援法により、健診で早期発見が進められているんですけども、ただ同法の成立以前に大人になった人や症状が軽度な人は、自身の障害に気づかずに就職して、そこで仕事でうまくいかず鬱病を併発していることが多いという傾向があります。厚労省の調査によると、ゼロ歳から19歳までに発達障害と診断された人が約23万人、20歳以降に診断された人が約24万人に上るそうです。こうした人たちが、特に1人で悩まぬよう、心のサポーターを増やして支援するとともにサポーターを生かす仕組みづくりを求めたいと思うんですけども、次に本町にもこの心のサポーター養成事業を取り組んでみてはどうかと思いますが、検討の余地はありますか。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 本町におきましても、精神障害者保健福祉手帳の所持者

数といいますのは年々増加の傾向にあります。また、岡田議員がお話をいただきました、大人になってからの発達障害の発見、発覚といいますか、そういったことが、手帳を取得されていなくても、そういったことが原因で、アルコール依存ですとかリストカットといった、自殺、ひきこもりなどにつながっていく傾向があるのかなというふうには感じております。本人やご家族の相談支援、適切な医療へとつなげる対応というのを保健師が主に担っておりますけども、やはりその1件の対応に相当数の時間と、複数人での対応というのが、実際そういったことに時間を要しているところでございます。

傾聴支援ができるサポーターが地域で養成されるということは、本町にとっても必要なこととは感じておりますが、まずは保健師以外にも、社会福祉士ですとか、先ほど申し上げた国家資格の精神保健福祉士などの専門性を持った職員の採用が一番望ましいんですけども、なかなか専門職の採用というのが難しい、現状でございますので、職員の中から育成とかいった形で、そういったことをまず取り組んでいくことが必要というふうには感じております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 少し話がかぶることもありますが、お聞きください。誰にも相談できず、1人で悩みを抱え込んでしまうケースも多く、相手の意思を尊重した上で、先ほど言われた例えば自治体の相談窓口などを案内するのも、そういったサポーターの役割の1つで、東京薬科大学薬学部の齋藤百枝美教授は、心の病気は誰でもなる可能性があり、話を聞いてもらえるだけでも、心は楽になる。心のサポーターにはこれから、家庭や職場、地域で学んだことを実践してほしいという期待を語っておられたそうです。

ちょっと厚労省の方の話になるんですけども、ある新聞に、33年度までにこれを100万人目標ということで全国展開を目指されているそうです。厚労省によると、鬱病を含む精神疾患の患者数は先ほど言いました約615万人にのぼってコロナ禍での不安や、孤立孤独などで心の不調を抱える人はさらに増加していると見られる。精神的な悩みのある人が地域で安心して暮らすためには、精神医療や相談窓口といった地域保健の充実だけではなく、地域の理解や支えがますます欠かせないものになっていると思います。国立精神・神経医療研究センターの中込理事長は、日本は諸外国と比べてメンタルヘル스에問題が生じた場合に対応できる窓口が少ないとおっしゃられています。そうした観点から、当事者に対して、自ら積極的にアプローチしていく身近な存在の心のサポーターは重要だと指摘しております。厚労省は昨年度神奈川県のほか名古屋市や埼玉県川口市など8カ所でモデル事業を実施して、今年度は実施の自治体を増やす方針だそうです。その多くでは、24年度からの全国展開を目指して、先ほど言いました33年度までに100万人育成を目標に取組を加速させ

たいという思いがあるそうなので、やはり何とかな、初期段階でやっぱり地域の気軽に話せる方が、心のサポーターの養成事業で学ぶことによって、地域社会全体で支えてあげられるので、ぜひ早期導入に向けて検討していただければと思うんですけども、この話を聞いて、もう少し前向きなお話も聞きたいので、再度回答の方をよろしく願いいたします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 実情を見ていますと、心に問題を抱えていらっしゃる方がなかなか地域の方に相談するというのはとてもハードルが高いのかなという感じは持ちます。ですので、保健師等を名指しでご指名の形で相談に来られるということがやっぱり多々あるんですけども、議員がおっしゃっていただいたように、地域の中で、もう少し身近にご相談できる方というのがいらっしゃるということは大事なことかなと思いますので、またそういったことの実現に向けて検討していきたいと思います。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、4番目の質問に入らせていただきます。若者議会についてです。子どもや若者の意見を政策に活かす場として若者議会などが注目を集めています。この注目される若者議会とはどのようなものか、お答えください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 若者議会を開催されている自治体での事例からになります。若者議会では、若者が主体となって町の課題や問題を考え、解決策の提案やその実現に向けて、自治体と連携し取り組んでいき、若者の意見をまちづくりに反映させるなど、若者の活躍を促進する効果も期待されている自治体への参画制度の1つです。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、本町における中学生議会において、今年はかなり現実的な質問が多数あり、レベルアップが感じられますが、若者の声を取り上げた取組を本町でも検討してみてどうかと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 本年度9月に行われました甲良町の中学生議会で、本当に、大人がはっとするようなすばらしい質問が沢山出たことを覚えております。そちらの中でも答弁させていただいたんですけども、海外派遣、研修を実施してみてもどうかというふうなご質問が中学生から出てまいりました。そのまま実現するのはかなり厳しい状況ではあるんですけども、町内も含めて、全国的に一人一台端末の方も子どもたちには配布していますし、大容量のデータ通信ができる無線LAN環境も整っていますので、海外の学生と中学生が、そういったタブレットを通して、通信をしながら外国語で、英語で交流できないかと

いうことを検討していきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほどすごくいい内容を聞かせていただいたんですけども、似たような質問になりますが、先ほどは中学生議会というところで絞ってお話したので、次に議題の中心である、若者議会の取組を本町でも検討してみてもどうかと思いますが、お答えください。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 教育委員会では、まず中学生の皆さんに、地域のことや自分たちの暮らしについて考える機会を持ってもらい、その代表に議員として提案してもらい、中学生議会の方で若者議会ということを開催していきたいと思っております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 つい最近ちょっと新聞の方でも見たんですけども、愛知県の方で自分たちのアイデアでまちづくりということで、すごい注目される先行事例があるんですけども、例えば自分たちのアイデアでまちづくりを行えることは、若者にとっても、政治を身近に感じるよい機会でもあるし、昨今議員の成り手不足が言われる中、このように、次代の担い手にとって、自分の意見を表明し、政策に反映される経験は貴重であり、政治参加の意識を育む機会となるに違いないので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

この取組についてですけども、昨年度に引き続いて参加した17歳の男子高校生の話ですけども、初めは学校の先生から若者議会の話を聞いて挑戦してみた。自分自身の成長につなげられるならと語っておられて、このように、委員の任期は一応1年でやっておられるそうですが、やりがいを感じて継続したり、複数回応募したりする人も少なくないそうです。同市のこの若者議会というのが、若者議会条例に基づき2015年に設置されたそうです。今年度が公募で集まった16歳から29歳の委員15人と、市外から集まる、市外の委員5人、そして運営をサポートするメンターの10人らで構成しているそうです。1年かけて全体会議や分科会でまちづくりの本格的な議論を行い、若者目標の政策を練り上げていくそうです。こうした政策を何と約1,000万円の予算の枠内で市長に答申され、市議会の承認を得られれば、次年度の事業として、正式に実施されているそうです。

それからもう一つ先行事例で、私どもの住んでいる滋賀県でも、小学校4年生から中学校3年生を対象に、県政などへの提言を募集して毎年50人程度の子ども議員を選出しているそうです。半年間の勉強会を経て、意見や提言をまとめてもらい、子ども県議会で知事や関係部局に質問する機会も設けているそ

うです。

やはり先ほども言いましたが、このように次代の担い手にとって、自分の意見を表明し、政策に反映される経験はとても貴重で、政治参画参加の意識を育む機会となるには違いないと思いますので、今は中学生議会をやってとおっしゃっておりますが、できればもう少し幅を広げてこうした取組をしてみてもどうかと思いますが、それについての検討はどうですか。

○**建部議長** 教育長。

○**青山教育長** ありがとうございます。今の若者議会の提案なんですけども、先ほど教育次長が答弁しましたように、本町では中学生議会を中心にやっているんですけども、上の高校生とか、また20歳、20代の子を集めてするのはなかなか難しい部分があって、今は中学生議会、中学生の意見を町政に少しでも反映できたらなというふうには思っています。

あと、今年度立ち上げました教育改革検討委員会の中に30代の委員さんもおられますし40代もおられますし、そこら辺の若い方の意見も入れて、いろんな事業を展開していこうと考えていますので、少数でありますけども、そういう幅広い年代層からの意見は聴取させていただきたいと思っています。

以上です。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 貴重な意見等を言っていただきまして、ありがとうございます。またぜひ前向きに検討していただければと思います。

それでは、最後になりますが、5番目の質問に入らせていただきます。

急増する不登校問題についてです。全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童・生徒は24万4,940人で過去最多となったそうです。文科省の調査で判明したもので、増加は9年連続で、しかも前年度に比べ25%もの増加率は前例がないそうです。コロナ禍でのストレスやいじめ低年齢化が影響していると思われます。

そこでまず初めに、本町における小学校、中学校の不登校の現状と課題をお聞かせください。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** まず不登校の子どもたちということで、どういったお子さんがそういう対象に当たるのかということからまずご説明させていただきます。何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因、背景によって登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるという状況で、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者というふうな形で定義されております。その上で、それぞれの学校の中での現状ということをお述べさせていただきます。

先ほど丸山議員からのご質問にもお答えさせていただいた部分と重なるところもありますが、現在小学校、中学校とも、不登校傾向の子どもさんが数名程度いる状況です。そしてその個々の状況に合わせた支援や指導を行っております。具体的には、別室登校や登校時間を短くする等弾力的な対応を行っているところです。また、子育て支援センターには「なごみ」がありますので、こちらの方の利用をしている子どもたちもいますので、学校と連携しながら支援しているところでございます。

課題といたしましては、現状では、校内では空いている部屋とか教室等を利用した別室登校という形で対応させていただいておりますので、この教室や部屋というのが、残念ながらほかの普通の普通教室と隣接する場合があります。職員が会議等をする部屋とか作業する部屋等を利用する場合がありますので、不登校の子どもたちによっては、ほかのお子さんとは出会うことをなかなかしんどいお子さんもおられますので、そういったお子さんが安心して学べるような空間、教室等については、若干今後は改善していかなければならないと思っております。そういったものをスペシャルルームという形で進めていければなど思っております。

また、そういった教室等を設置するだけではなくて、そこには不登校のお子さんに対応する教員も必要となってきます。ですので、今いる学校に教員増という形で対応していかなければなりませんので、そういった教員が増えるように県には要望しているところですし、財源等も難しいということもありますので、何とか今いるメンバーでやっているところなんですけども、ほかの子どもたちへの対応ということもありますので、全ての時間、不登校のお子さんに対応できる状況というのが、各校ともかなり厳しい状況です。その中でも、各先生方が本当に空き時間等を削って不登校のお子さん等にも対応していただいている状況でございます。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど現状と課題を聞いて、本町としては、不登校に対する対応というのは、大変すばらしい取組をされているのが分かりました。

ここで次の質問も現状と課題のところで答えをいただいているんですけども、もう一度、次に、本町における不登校に対する対応というのが、それ以外にどのようなものがあるか、あればもしよければお聞かせください。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 先ほどお答えさせていただいたところがほとんどと思っておりますので、新たに別で対応しているということについては、今現在ございません。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 文科省が今年3月に発表した、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランとはどのようなものかお聞かせください。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 こちらのCOCOLOプランというのは、不登校児童・生徒全ての学びの場の確保や、心の小さなSOSの早期発見等に係る支援を強化するものであります。こちらについての主な取組は、まず1つ目は、不登校児童・生徒が学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整備することがまず1つ目となってまいります。その具体的な中身については、大きくお話しさせていただくと、不登校特例校の設置を県の方に進めていただいているとか、校内教育支援センターを校内につくっていくような形とか、ICT関係の環境を整備する等がございます。

2つ目に、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校として支援をしていくというふうな形で、不登校児童・生徒への早期発見、早期支援を行うというのがございます。こちらについては、先ほどお話ししました一人一台端末を活用した心の健康観察を進めていったりとか、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の配置の充実を行うというものがあります。

3つ目に、学校をみんなが安心して学べる場にしていくというふうな形での取組というふうなことがあると聞いております。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、このCOCOLOプランの取組は、本町でも既に取り組んでいるかどうか、今後の計画があるかお聞かせください。

それから関連する追加の質問になりますが、甲良西小で「えにし」という体制を取られているのが、それが例えばチーム学校につながっているのかどうかということも含めて、お答えの方をお願いいたします。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、COCOLOプランというのは国の方がまだ予算成立前でありますので、県の取組等もまた今後、説明があると思われれます。ですが、本町といたしましても、全ての子どもたちの学びの場の保障というところについては、できる限り進めていきたいと思っておりますので、町独自として、先ほどお話ししたような教室等を、子どもたちが安心して別室登校できるような環境づくりの方を今進めていただいているところです。

ほかにも、子育て支援センターにある、先ほども話をしましたが、「なごみ」を積極的に活用して、子どもだけでなく保護者の方も悩みを抱えないように支援しているところです。

また、今年度から町費でもSSW、スクールソーシャルワーカーの雇用をしておりますので、小学校から中学校への接続を意識した、相談体制も整備しているところです。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、先ほどの課長の答弁でも出てきましたが、文科省がもう1つ推し進める不登校特例校とはどのようなものか。滋賀県内にこの不登校特例校はあるか、本町での検討はあるか、お聞かせください。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 不登校特例校は別の呼び方で学びの多様化学校と呼ばれています。こちらについては、全国で24校ほど設置されているものでして、滋賀県内においては、今後、受け入れの市町がないかということを検討されている状況と聞いております。

このような形での学校等設置となりますと、不登校児童・生徒へ対応したカリキュラムづくり等をしていかなければならず、そういったものについて特別の編成を行い、文科省からの認可をいただくというふうな形で学校等は設置されていくという形になりますので、本町での検討はあるかということですが、先ほどもお話ししましたように、教員の配置関係、あるいは運営の準備とか、学校施設の状況等も踏まえまるとかなり厳しい状況でありますというところだけお答えさせていただきます。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、子どもを守る専門家として、先ほど答えられた例えばスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置が全国で進んでいますが、本町の現状と、各何名がどこに配置されているのかお聞かせください。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 甲良町では、滋賀県の方から配置として甲良西小学校にスクールソーシャルワーカーの方が1名、甲良東小学校と甲良中学校に兼務で1名、スクールカウンセラーが配置されています。この配置は、拠点校としての配置でありまして、町内の各学校内での活用が可能であり、それぞれ2名の方には、東・西の小学校や中学校に関わっていただいております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、このスクールカウンセラーの役割と、スクールソーシャルワーカーの役割の違いを教えてください。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 スクールカウンセラーです。SCと略式で呼んでいます。SC

は、心理の専門的知識、技術を有し、児童・生徒や保護者、教職員の心のケアを行ってもらっています。言わば心理の専門家です。スクールソーシャルワーカーはSSWと略式で呼んでいます。SSWは、社会福祉の専門的な知識、技術を有し、問題を抱えた児童や生徒を取り巻く環境の改善を図るための手だてを講じている専門職の方です。家庭、保護者、学校、教職員と地域の関係機関などとの調整を行い、問題解決のため、学校の支援体制の構築や支援の道筋をつける方です。福祉の専門家と言われております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、丸山議員と一般質問が多分かぶっていると思いますが、かぶってないところでの答えでお願いしたいんですけども、最近フリースクールでの話題が滋賀県内の各市町の首長の会議で持ち上げられたが、本町としての例えば対応とか、フリースクールは私の記憶では町内にはなかったと思うんですけども、もし今後、フリースクールの方を運営される方が現れたときに、それに対する補助とかは検討しているかお聞かせください。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 会議がありましたのは、本年10月17日の首長会議であります。テーマは滋賀県から提案をされました、滋賀県の全ての子どもたちに学びと育ちの機会を保障するための不登校対策についてであります。平成28年12月14日に公布をされました、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、ちょっと長いので略法がありまして、教育機会確保法が制定をされます。県で、この法律に基づいて、滋賀の学びの保障プラン骨子案について、滋賀県知事と県内19市・町長の間で、意見交換会がありました。この会議は自由かつ達な意見交換の中から考え方が整理をされるというものであります。もう具体には東近江市長の発言がクローズアップをされ、報道され、県知事、県教育長のコメントや県フリースクール等連絡協議会の関係者の記者会見等がなされてきたところです。

町としての考え方は、現状としては、人口減、核家族、家庭介護等によって家庭、地域、社会がかなり疲弊をしているということが背景で、実態としては、もう岡田議員が言われました、虐待、いじめ、不登校は全国的に増え続けているという行政課題があります。具体は、橋本学校教育課長が申し上げたとおりでありまして、学校における別室登校、それから子育て支援センターにおける「なごみ」の設置によって、学校、保護者、相談しながら一人一人に応じた支援を行っています。それと、フリースクールに通う子どもは甲良町ではおりません。

したがって、フリースクールへの行政支援は考えにくいわけではありますが、仮に本町からフリースクールへ入校する子どもがいた場合、保護者負担が生じ

ますので、フリースクールに補助するというよりも、保護者負担をどうするかという事例検討が先だというふうに思っています。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 最後の質問になります。小学生になってからの不登校問題が大きく取り上げられているが、幼少期に育った環境や教育の質で、今後の人生が左右されると言っても私は過言ではないと思います。だからこそ、幼少期における教育や様々な体験をすることが大切だと思いますが、本町における未就学児の教育やサポートの充実は検討しているか、お聞かせください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 本町における未就学児の教育やサポートについてですが、幼少期での発達就学支援、家庭支援の在り方を考え、就学前のよりよい支援体制の構築が急務と捉えています。主な事業としては、具体的には子どもに合った就学の方向性を見いだしていくことを目的として、就学前の保護者にお子さんの心と体の健康観察のお願いをしております。

2点目は、全協でもご説明をいたしました子どもの学力向上支援、保護者支援事業です。家庭支援や子育て支援の充実を目指す取組を検討しております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 少し教育次長の答弁と重なることにもなりますが、私も前回の全員協議会の場で、子どもの学力向上支援、保護者支援事業の説明を受けましたが、課題であった、乳児期、幼児期世帯の家庭環境の在り方や、子どもの学習や子育てに関する保護者の意識向上によりやく目が向けられ、一歩進んだことに、これからの本町における教育に光が差し込んできたように思います。

私は議員になったときから、特に子どもたちへの支援を様々な角度から提案してきましたが、ようやくこの2期目の議員としての活動を終える頃から、少しずつ動きかけてきたように感じられます。本町としても、少子・高齢化が進む現状ではありますが、未来ある子どもたちが生きにくい世の中になってきている中でも、たくましく生きる力と、素直で伸び伸びと育ててほしいという願いを込めて、夢や希望に満ちあふれた教育を行ってほしいと切に願っております。

これで最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**建部議長** 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** それでは、一般質問の最後になりました。早速質問に入ります。

全員協議会でこの設問をした1番目のところでの回答がございました。私は

議会として17項目の内容が合意され、中には確かに異論もありました。様々な意見があり、そして、議長の集約、意見を集約していただいて、17項目が町長に提出される。大変大きな成果だと私自身は思っています。というのは、様々なところで様々な活動をし、そして主義主張も異なる、こういう議員の皆さんが、今の甲良町をよくしていく、こういう大前提から福祉と暮らしをきちんとサポートできる町政にしてほしいと、この町民の願いを受けたものでありますし、ずっと議論がされていますが、甲良町内での小・零細の建設業者の方たちの営業、なりわいと言ってもいいと思いますけども、暮らし、その経営をどういうふうに支えていくのか。もう一つは農業の振興です。国の方は、食料自給率がどんどん下がり、今現在38%、37%とも言われています。実質的な食料自給率は、東京大学の鈴木教授によりますと、十数%にすぎないというように言われています。それは飼料です。家畜、それから酪農の飼料などの部分は、大きくは輸入に頼っている、そのことを計算に入れていくと十数%になるというように警鐘を鳴らしておられます。

そういう中で、この17項目が一致をして、そして一致したとは言えない部分もありますけども、議長の意見集約がされたという点は、私は大変評価をしております。

そこで、回答がございましたが、まず全員協議会でこの17項目の10月27日付で提出された要求書、これの町長の受け止めとしてを尋ねていきたいと思しますので、まずよろしくお願ひします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 議員から新年度の予算に対しまして17の事業要望をいただきました。真摯に受け止めまして、それぞれの内容について検討を行いました。12月4日に、資料Bをもちまして説明をさせていただいたところでございます。

議員ご承知のとおり、本町は財政脆弱な町であります。これまで議会から多くの提案をいただきまして、他の市町に先行しての補助制度も創出をされてきたところでございます。特に、町一般財源を伴う新規要望につきましては、新年度予算編成において財源不足が見込まれておりまして、現行の制度の継続を考えているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 4日の全協にて行政としての回答がありました。しかし、我が町が直面する切実な課題である人口減少を一刻も早く防止、軽減する、この対策に正面から真剣に向き合う姿勢が感じられないという点が私の正直な感想です。確かに高校卒業までの医療費無料化の拡充、それから小・中・幼・保の給食費の無償化、それから出産祝金の多子加算の考え方の導入をしてきた点で前進してきたことについては、評価をしたいと思ひます。同時に、岡山県の奈義町の

取組の核心部分、これは議員が研修をした後、報告会もさせていただきました。その核心部分に学んで、若い世代が住み続けてこの町で子どもを産み・育てる環境を整えることは、高齢者も住みやすい環境となることは明らかなだというように思います。この点についても、町長の認識を尋ねたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 奈義町の研修以降、私どもの町も、分かりやすい町の子育て施策の資料を作らせていただいて、それぞれの施策を落とし込んでいっているところがございます。過疎対策、人口減少対策、おっしゃるとおりであります。私どもの町の行財政運営というところがありますので、一気に、今次々という新制度への制度拡大というのは少しできない状態でありますので、今、制度化した施策についてを継続していきたいというふうに考えてございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 確かに阪東議員が言われたように、遅れているわけではないというように、ある部分は私も思います。この間の前進は非常に大きなものというように思いますが、この部分だけで止まっているわけにいかないというのが、今のやはり人口流出、そして、若い人が甲良町に住み続けて、産み・育て、そして学校にも行き、そして様々なところで活躍をしていただける、そういう方々を育成していく上では、まだまだ足りない部分があるというのは十分なところだと思います。

それで、議員提案を退けてきた部分もあります。そのうちの出産祝金の現行増額分、町の試算でも123万円の増額なんです。充実した場合の必要額を入れましても295万円、この金額が計上できないということを考えておられる点でも、大変私は疑問に思います。町長が人口減少を回避していく、ないしは軽減をしていく、こういうことから見たら、やはり1つでも前進をしていこうというので考えるのが普通だと思いますけども、これはどうなんでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 単年度の財源試算をしておりますので、いったん新制度を制度化、補助制度をつくりますと、今年度よりずっと一般財源を伴うということがありますので、現時点では、現行制度という考え方でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 以前も出しました、埼玉でしたか山形だったかちょっと記憶は薄れてしまいましたが、ある町長と以前お話をしたときが、村長さんだったと思いますが、「先にやはり子どもさんが輝く上での子どもさんを大事にする施策の予算を確保し、そして、道路やそういうところのやつは余ったらする」、こういう考え方で簡単だというように言われていました。言われているのは簡単ではないと思いますが、内情はね、だけでもそういう発想で組立てて小さな村、

町は、維持をしてきている。

甲良町の場合でも、財政脆弱、そういう中でも、どれを中心的に置くかというのは大変な課題だと思いますけども、そのことを抜きに、甲良町の町民さんが、この甲良町で定着をする、安心して暮らせる、こういう状況はつくれることが大変難しくなってくると。今でもその施策をしなくても、奈義町の場合でも、自然減が大きくて減少しているんです。だけれども増やす努力をして、やっと維持もできていないという現状ですから、そういう点では、その努力は続けていく必要があるというように思います。

私は、17項目を出したうちの強調したい点がございまして、1つが住宅リフォームの補助制度の復活です。以前から提起をしているように、外構工事、これはフェンスや門扉の設置工事なんかです。それから補助対象事業に、工事の中に加えることが重要だというふうに思っています。続けるといって②番の子どものインフルエンザ予防接種の補助を来年度予算より、これは今はやりの時期ですから、緊急にしていく必要がありますけども、遅くても予算措置を計上する必要があります。その点でも17項目と併せて再度再考を求めたいと思いますし、新町長になった段階で、またこの問題は、大きく取り上げたいというように思いますが、私のハードルを越えられるかどうか分かりませんので、今の段階で、次のステップを町長としてレールを残すというようにぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 先ほどの質問でも、持続可能な計画、あるいは過疎の計画はそうなっておりますし、今回17項目いただきました要望についても、財政、それから担当課を交えて協議を重ねて、結果をお返ししたことでございまして、さらに行政全般にわたりまして、バランスのいい行政施策、行政サービスをしていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それでそのうちの住宅リフォームの補助の復活に対する回答、これは県の制度に乗ったものと理解できます。耐震補強の枠にはめられています。そうではなくて、宅内のリフォーム、外構など広く対象にして、建設関連業者の仕事おこしと家計支援、そして地域振興の一石三鳥の効果を過去に我が町にも取り組んだことがありますし、取り組んだ実態も経験をしています。しかも、少ない予算投入で民間需要を促して、地域の雇用拡大にもつながっている事例が、岩手県それから宮城県でも報告をされています。その点で、再度検討いただいて、甲良町での実現を求めたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在回答させていただいたとおり新婚生活という補助を

県の制度で若者に向けて定住でやっております。そういったものについては、引越しの費用とか住居の購入費で制限行為はございません。ただし、今、議員のおっしゃるとおり外構、そのあたりについて特化したというものについては、現在のところ実施する予定はございません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 外構に特化したと言っていないんですね。宅内の工事も含め、そういう住宅のリフォーム、補助をする、これは工事されて、そして地域の建設業者関連業者が潤っていく、地域の活性化にもつながっていく1つにもなっています。ぜひ検討いただきたいわけですが、いかがですか再度。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほど申し上げたとおり、現在のところは、現制度の活用をさせていただきたいと。建築事業といたしまして、そういった事業が過去に経済対策ということであったというのは重々承知はしておりますけれども、現在の制度を活用していただくということを最優先で今現在ところ取り組んでおります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 経済効果も含めて、ぜひ実施の方向での検討を求めておきたいと思えます。

それで関連して、子どもさんのインフルエンザ予防接種補助、これは大変切実な声を聞きます。1人1回が約4,000円、これを2回しますから8,000円、2人だと1万6,000円、3人だと2万4,000円となります。町の試算によると、中学生以下は659人、そのうち接種率が75%と想定をして494人、その費用試算は98万8,000円とされています。インフルエンザの予防接種は義務ではなく国の補助がないというだけで、子育て世代、ご家庭の願いを切り捨てるとは、何と冷たい対応だと私は言わざるを得ません。今期もインフルエンザ感染で学級閉鎖などが発生をしています。この冬、さらなる蔓延期を迎えるであろう、こういうところに予防接種の必要性はますます高まっているものと思いますので、予防接種は17項目のうち実施しないという回答になっていますので、再考を求めたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 このインフルエンザにつきましては国の補助ではございませんでして、高齢者のインフルエンザは予防接種法によります定期接種というものに位置づけられています。これは万が一の健康被害が起きた場合、国の補償対象ということになってきますが、高齢者以外、子どもさんの接種につきましては任意接種というものになります。本人や保護者の意思に基づいて、その保護者の責任の下で受ける接種ということになりますので、万が一副作用等の

救済が必要になった場合、これは国の補償対象にならず、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構法に基づきます救済制度となりまして、国や市・町が直接関与しないというものになってきますので、今、町の方で予防接種等の補助をさせていただくのは、この国の、ごめんなさい予防接種法による定期接種と位置づけているものについて補助をさせていただいているということで、今回の子どもさんのことに関しては、ちょっと推奨をしかねるというところで回答をさせていただきました。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 接種後のいろんなトラブルが想定されるし、また起こり得ることから、法律の支援する根拠がないので、町行政としては対応しにくいというような内容で理解をしているんですけども、でも、今言いました3人ですと2万4,000円です。そういう費用はやはり子育て応援という点で、これ病気に罹ろうと誰も思わずにかかってしまって、そして社会的に影響を与えるんです。つまりインフルエンザの子どもさんの蔓延から家庭に親に、そしてじいちゃん、ばあちゃんにというようになりますので、そういう意味からしても、やはり予防接種を受けてくださいと。これは厚労省や専門の医者の方々の提言を十分掌握して理解をしていく必要がありますけども、その枠組みをつくる必要があると思うんですけども、その2回受けんならんとという効果を得るためにそうせんならんところの補助の必要性についてはどう考えておられますか。

○建部議長 保健福祉課長どうですか。

○山崎保健福祉課長 インフルエンザに限らず様々な予防接種というものがございまして、自己負担で受ける予防接種というものがほかにもあるかと思うんですけども、議員のおっしゃるように、高額な費用負担になってくることは存じております。インフルエンザの子どもさんの補助に関しまして、特に町だけの問題ではなく、医療機関の負担が増大するというのもございますので、ちょっと私どもの方だけの意見では考えにくいということで回答させていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その調整をしていく必要があるという点では、理解できることなんです。ですから、要望は大変強いんです。もう早速私どもに何人か、少数ですけども子どもの予防接種を実際受けておられるんです。ですから、これはもう大変だと、補助がないのかという問合せもございます。町長としては、その必要性、そしてその枠組みなどを厚労省や専門家の方々と調整が要すると思いますけども、そういう国の補助、県の補助、そして町の対応という点でどう考えられますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 保健福祉課長が申したとおり、少し制度化するには、まだ調整議論が必要だということでありますので、必要性は理解できますが、今回6年度からというスタートはできないということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、国・県に要請をしながら、枠組みをつくっていくという点でも、実際に教室で感染をして学級閉鎖をしなければならない。場合によっては私たちのときにも学校閉鎖がありました。そういうところの、課題を検討いただいて要請も強めていただきたいなというふうに思います。

③の方に進みまして、もう一つは7番目の零細建設業者の支援のところなんですけども、業者が所有する、機械・設備の償却資産税やリース代、借入利息、借入金利息、家賃、倉庫の費用、使用料など、これは固定経費、つまり仕事があっても払っていかねばなりません。その減免措置も有効な方法だというふうに思うんです。この点をこの回答は、商工会がいろんなサポートしているといいますが、お金は出してくれないわけです。町としてもそのこと、仕事ができない状況でも、そういう固定経費は全額にはならないけども応援するよというようにならないものかというのが要望なんですけども、提案、提起なんですけども、いかがですか。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 今、議員がおっしゃられました質問に対して、中で検討をさせていただいたことによりますと、このことについては今回は実施しないということになります。ただ産業課といたしまして、17の項目の要望にもありました、経営支援というところを考えさせていただきまして、現在組織率91%を誇る甲良町商工会が実施されています創業セミナーですとか個別指導などの経営支援について、今後、連携強化を図っていくというような形を取っていきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 商工会の枠組みは商工会の枠組みです。仕事がない、ないしは仕事が激減する。コロナのときがそうでした。そしてその後も、全面的に回復しているとはなかなか言えません。そういうときに、経済的な支援、これ商工会がそういうところの枠組みを持っていれば別ですけども、今回回答いただいたのはセミナー等々、つまり、どう賢く事業の営業を進めていくのかということなんですけども、それも大事かと思えますけども、行政として、零細業者が大変零細な建設業者がひしめいていると言ってもいいと思えますけども、多数おられる中で支援をどうするのかという枠組みは、やはり必要かというふうに思いますので、どうでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 西澤議員が申されますことも分かるんですが、今言いました私も組織率として、商工会の会員数として正直数字を言いますと240おられまして、商工業者が263で、県内でもトップの91.3%を誇っております。それでその枠組みと言われるところ辺を考えると、商工会という枠から外れることができないんですが、商工会の中で、多くの方が商工会に入っておられるのでそれを支援することによって、その輪が広がっていきけるような連携強化ができればいいなと考えております。まず、西澤議員が最初に申されました、経営支援で言いますと400万円、この金額につきましても新規事業ということで、町長が申しましたように、この事業につきましても、実施はちょっと考えていないということにさせていただきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、経営支援の中身に、仕事が減ったり経営が困難になったときに、つまりそういう場合であっても売上げがないときに支出が出ていくわけです、固定経費というのは、その支援を税制面でもそれから融資の面でもあると思いますが、逆に商工会がそういうところに手当てをして支援する制度を持っていけばいいですよ、ないわけです。それを、やはり枠組みをつくって支援をするというのが必要ではないのかというのを思います。

だから、検討がぜひ必要かなというように思いますので、今の回答のままだというふうに思いますけども、ぜひそれは続けて、要望を続けていきたいというように思います。

次に進みまして、ごみ減量計画策定の確実な進行をというので課題に進みません。

以前にこの質問を立てる前に、住民人権課と協議をさせていただきました。そこで様々なすり合わせというか、協議をさせていただいたんですけども、議会の議決された抜本的減量計画策定を求める決議の履行状況がどのような進行状況なのかご報告ください。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 抜本的減量計画策定を求める決議につきましても、50%半減という決議をいただいておりますが、実際の履行状況につきましても、具体的に進んでいるとは言えません。本町のごみの排出量の現状とごみ分別減量の取組等をまず広報紙に掲載予定しております。また、小規模ですが、啓発活動としましては、令和4年度から、生ごみの水切器、25個限定ではございますが、住民人権課の窓口におきましてご協力と呼びかけて、ポスターを貼って配布しているところです。現在も、令和5年度におきましても、引き続き25個ではありますが、ご協力をお願いしているところでございます。

今後につきましても、さらになるべく多くの方にこの水切器が配布できない

か、現在、課内で協議しているところでございます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 水切器だけを求めているんです。協議のときにもそのことを言いましたが、いわゆる計画、つまり減量計画、抜本的に減らすためには何が必要なのかというやつを課題を洗い出してくださいという内容でしょう。その点で、町長、どういう指示をされたんですか。つまり水切り、つまりひと絞り運動ぐらいしかないなという点で思っておられるのか。それとも、やはり新ごみ処理施設の搬入をしていくごみを減らしていけば、施設は小さくて済みます。その計画は、さらに検討が長引いて稼働の時期はずれていきますけども、その計画書、つまり求めているのはどのような準備をすればごみが半減するか。

後でも言いますが、生ごみをまず減らさなアカンやろというのがありますので、その計画書を作ってほしいというのが決議の内容じゃないんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりでございます。広域行政組合における計画では15%減、さらに議会の議決は半減ということでの一番減じなければならないごみ量については、おっしゃいました生ごみをどう減らすかということでありますので、住民の皆さんにご協力いただかないとできないので、その方策を住民が実施できる対策といいますか、住民とともにやれる状況をつくるべきだということで、住民人権課長とは議論をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、抜本的減量の計画の策定、これをしてほしいという決議ですから、その趣旨を踏まえてもらって、進めていただきたいというのを改めて思います。

それで、2つ目に進んで、ごみの半減計画、これは、まず生ごみの分別から始めることが有効ではないのかと。重さから見ても、紙、プラスチックは大変軽いですし、搬入量から見ても生ごみがなくなれば、私ども、私の家はコンポストにしています。それから場合によっては穴を掘って土に埋めるという場合もあります。そうすると半減以上になります。そういうことが必要ではないのかという点はどうでしょうか。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 議員のおっしゃるとおりでございます。ご指摘のとおり、可燃ごみの約40%は生ごみだと考えられるため、減らすという中での生ごみの回収は非常に重要だと思いますので、今後はまた豊郷町の例も見に行きましたので、さらに調査研究したいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われましたが、生ごみ処理、これは自家処理を基本にすることが、上勝町でも言われています。それで行政が促進の道筋をつけて、援助を支援する体制づくり、これが必要だと思いますし、豊郷町は既に始めてから十数年ですね、最初は少なかったらしいですけれども、私が聞かせてもらった段階で450戸が生ごみの搬入処理の会員になっていると。見学させてもらいましたが、大変合理的な中身で進めています。それでできた堆肥は人気がありまして、できた肥料を役場に置いておくと、もうほとんど全部なくなってしまう、全部なくなってしまうと言ってはったかね、そういうようになっていますので、生ごみの処理の方法、これをぜひ町としてどうするのかというやつを考えていただきたいと思います。先ほど言われましたが、具体的に手をつけるのはこれからだと思いますけども、方向性は考えておられるんだと思いますが、いかがですか。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 取組は非常に重要かと考えておりますが、まずそれを始めるに当たっての費用面ですが、ちなみに、豊郷町さんに聞きましたところ、生ごみ処理機がまず1台700万円かかると。今の西澤議員のおっしゃった450件を今回収されているということで、それに係る人件費が、会計年度さんを3名ということで、人件費が約500万、コストとして点検費用として年間70万、電気代として年間180万、総額で、この回収事業を行うことによって毎年1,400万円の費用がかかると。ごめんなさい、1,400万が機械の費用でございますので、1,400万で機器導入をして、700万ぐらいのコストがかかるといような状況でございます。また、これによりまして、回収された生ごみの回収量が年間約50トンということで、豊郷町さんが年間排出される1,096トンに対して約4.6%を回収できたことになるということになります。こういった費用対効果の面も今後検討させていただきまして、どのように進めていけばいいかまた協議させていただきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 豊郷町の議員に聞きますと、450件をまず1,000件にすると。そうしますと最後に言われた費用対効果についても大変目に見える形で成果が表れてくるのではないかというふうに言われておりました。

そこで、抜本的なごみ減量を取り組む上で、財政負担の軽減、これは以前試算もしました。甲良町が今払っている、支払っているごみ関係の総費用、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、その委託費など、リバーズに対する費用、それから新ごみ処理施設の彦根愛知犬上の広域行政組合に払っている分担金などを総計しても、町の持ち出しが約1億円です。ですから2割の軽減がされれば、10%の軽減がされるだけでも1,000万の経費が浮いてくる。単純にはい

きませんけども、単純計算をして、そういうところになります。ですから、やはりごみの減量を町民さんの努力、町民さんの協力を得て軽減をしていくところで、町がきちんとリードして音頭を取る、呼びかける、そして支援をする、このことが必要だと思いますけれども、町長、来期は立候補されないとはいいますが、ぜひいい中身の方向性をぜひ残していただきたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 目標が出てあるのでどう取り組むかが課題であります。かなりコンポストであったり、それからボカシであったり生ごみ処理機であったり、取組を進めてきましたが、結果として生活様式で、農家、畑を持っている方でもごみ袋に出して出すという、集積所へ行くと重たい袋ばかりが目につきます。だから、おっしゃるように一番高いのは一般廃棄物の2,800万余りの数字になっていますので、生活様式を変えてもらうことはできませんので、住民と一緒に取り組むという方法が、今、思案はしているんですけど、なかなか一歩が踏み出せないという状況でさらに検討をしたいと思えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 減量の課題の中には、紙おむつ、私ごとですが、おふくろが10年ほど介護になりました。大変重いごみ袋を持っていかねばなりません。心苦しいのが10年続きました。けども今、企業の努力が進んできて、紙おむつの再生、そして水と成分を分離するところでの試し、ないしはもう既に稼働しているところがあるというように聞いています。そういう方向で流れざるを得ない。つまり地球温暖化についてはCOP28がありました。全部の国、そして全ての人々が協力してCO₂の削減に努力をする。もちろんこれは企業は大きな排出をしていますので、その努力義務が課せられてくるわけですけど、その方向で流れているところに、ごみというごく部分的なところですけども、私たちは毎日接します。その減量が切実にはなっていますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでちなみに、情報をいただいた多賀町の町会議員さんですけども、彦愛犬の負担割合が、人口割が8割で、そして均等割が2割設定されています。それをもし均等割を10%にすれば、300万の差額が出てきます。読み上げますと、現在では彦愛犬の総費用、これ負担が1億1,566万4,000円弱です。そしてその10%にしますと、試算をされています1,224万円余りになって、300万ほど浮いてくるんです。つまりその分、彦根市に財政を抛出している格好になります。つまり2割の均等割ですから、彦根市が1とすれば、甲良町の負担は2と、愛荘町は1.8ぐらいに計算しますとなります。そういうところで、やはり負担割合の見直しもこれから出てきます。そのことも

併せて、広域の大型ごみ処理の施設の問題点は、ぜひ小型で、そして環境に優しい、財政負担にもならないという方向をぜひ目指して進んでいただきたいと思います。その点、町長の見解をお尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 もう議員ご承知のとおり、平成22年3月からは、彦根愛知犬上広域行政組合として広域ごみ処理に取り組んでいるところでございます。可燃ごみ処理施設基本計画における、可燃方式による施設整備は200億円、その見直しを4年度の見直しによって290億円ということになりまして、カーボンニュートラルの方式が示され、セカンドオピニオンとして、環境負荷の低減と事業費の縮減が図れないか、好気性発酵乾燥方式、いわゆるトンネルコンポストによる追加調査業務中でございます。このことは、西澤議員も申すに及ばず、彦根愛知犬上広域行政組合の組合議会議員として、十分認識されているところでありますので、この広域行政の枠組取組は、今後、この枠組みで構成団体でありますので、広域行政が推進することのほかは考えられない現状です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、町長が言われました290億、もし300億円を超える大型処理施設になれば、国の補助制度を活用しても、甲良町の負担は14億円の試算と私はしました。この14億円の負担がかかってきます。財政負担の軽減の観点からも抜本的減量計画、ぜひとも前に進められるようにしていただきたいことを申し上げて次に進みます。

幹部職員の役割も大変重要だという点を提起させていただきます。ある町民から、次のようなご意見をいただきました。町に対する評価の中でも、「町長も重要やけども、職員さん、とりわけ課長、課長補佐など役場の中で指導的リーダーとして仕事をしてもらいたい」と、そして続けて、「町長さんに良いことはどんどんどしどし提案し、間違ったときにはあかんとはっきり言うてほしい。今でも言っているのかとても疑問や」、こういう声をいただきました。このような趣旨でしたので、幹部職員を代表して総務課長の見解を求めておきたいと思えます。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 町長の捉え方も違うというふうに思いますが、管理職につきましては町長に提言等については、私自身は行っているというふうに感じてはおります。私は総務課長としましては、いろいろと意見については発言ももちろんさせていただいているというところでもございます。ただし、地方公務員法32条で職務命令に重大かつ明白な瑕疵を除いては従うということがありますので、その点についても公務員としては重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その場合、労働組合からの提言ないしは町長の運営に対する意見というのは認められていますか。また、そういうところの活性化の状況、現状はどうでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 甲良町職員組合との交渉等につきましては11月にも行っておりますし、具体的に名前を言いますと、自治労でありましたり自治労連とかいうような組織につきましても、町長は面談をされておりますので、そのあたりについては、中身については協議をしているというようなところと感じております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、関連をして、同時に関連をして、その方の要望がありました。どのような甲良町にしていきたいのか、どんなところを改めたいのか、課長さん課長補佐さんにも書いてもらって、公表してほしいということが言われました。この点についてはどういう認識をしておられますでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 職員個々の考えを公表するという事は考えておりません。なぜならばといいますと、職員個々の考えよりも、職員全体や組織の方向性が、やはり町としては重要だというふうに考えています。令和6年度に向けまして、各課の基本方針を掲げまして、そういうところをスローガンにといいいますか、そういうところでは公表というか、議会の中でも公表をしていきたいというふうに思っておりますし、また、第4次甲良町総合計画にこのスローガンが、「せせらぎのように美しく一人一人が輝くまち」というのがございます。これが、町が目指す将来像、甲良町職員が目指す将来像と合致するというふうに認識しております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 職員の皆さんは、甲良町の町民に喜んでもらいたい、そして一生懸命仕事をされているのはもう大多数だというように思っています。しかし、こういう声があるという点を、やはり何らかの形で感じておられるんですね。そのことを受け止めていただいて、日々の日常勤務に業務に当たっていただきたいことをお願いしておきたいと思えます。

そして次に、交差点改良、役場前の右折だまりの交差点改良工事、この点について工事の進捗状況、完成見通しをお尋ねします。

- 建部議長** 建設水道課長。
- 村岸建設水道課長** 現在、県工事が滋賀県が主体となって役場前の隣の交差点改良工事をしていただいておりますけれども、役場の隣につきましては、ひとまず工事が完了をしているところでございます。ただし、役場から南側につきましては、地権者との用地交渉の方は手間取っております、現時点において全体的な工事完了の見込みが未定となっているという状態でございます。
- 建部議長** 西澤議員。
- 西澤議員** 完成の見通し、年限は示せないということですか。
- 建部議長** 建設水道課長。
- 村岸建設水道課長** 逐次交渉の方を行っておられますけれども、まず、用地の方の確保がどうしても必要になってきますので、完了の見込みについては示せない状態であると県の方に確認をしております。ただし長期的な期間が今後かかってくるようでしたら、役場の北側の交差点の方のゼブラとかを引き直して、そういった単管等を撤去した形で部分供用の方をしていくような内容の方を来年度取り組んでいきたいという形の回答はいただいております。
- 建部議長** 西澤議員。
- 西澤議員** 言われたように、大変いびつな状況で進んできているんです。何であんなようになっているのかというのは、町民の方も思っておられますし、安全の点でも問題があります。その点で、なぜこういうようになったのかという点では、町長はどういうふうに分析といいますか認識を持っておられるのでしょうか。
- 建部議長** 町長。
- 野瀬町長** すいません。あと、総括的に答えますので、個別があれば先に建設水道課長にお願いします。
- 建部議長** 建設水道課長。
- 村岸建設水道課長** 用地交渉がやはり地元との交渉が手間取っているというのが一番の原因でございます。地元の方も、令和3年度にこの用地交渉に伴う、検討委員会を設立され、その検討委員会と滋賀県の方も協議を進められましたが、なかなか折合いが合わないというのが一番の原因だと思っております。
- 建部議長** 西澤議員。
- 西澤議員** こういう折合いがつかないところが、交差点の南側で発生をしているのに着工したという点で、大変疑問を持ちます。

そこで3番目ですけれども、立ち退き補償の合意にも至らないうちに、見切り発車をして工事をした原因だというように思いますが、町としても明らかにしておかねばならないのではないかとというふうに思いますが、前回この問題を質問したときに、神社の立ち退き合意が定まらないうちに県が着工したことを町

長はお認めになりました。その際、他人事のような答弁でしたが、我が町の中心部、身近で起きたこと、このような不合理な、また不自然な状況を未然に防止することができなかつたのかという疑問が残りますが、いかがでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 滋賀県の方の事業につきましては、一般の方とかと、アクションプログラムと言われる滋賀県の事業を決められる団体がございます。その中の事業としてちゃんと位置づけされた事業でございまして、その中で位置づけされましたので、滋賀県の方が、順次、用地交渉等が終わりましたら、この交差点でしたら役場というより中学校前の方から全て工事の方は入っていかれたというような流れで、用地交渉が進めながら工事をしていかれるというのが現状でございますので、そちらの方で、今なかなか用地交渉が進まなくて、長期間ご迷惑をおかけしているという現状でございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** つまり、全面開通できる状況の見通しが無いまま着工したという点では、県の不手際、これをきっちりと、今そういうようにしても地元の方々が納得をして立ち退き交渉に応じるということにはなかなか難しいかなと思いますけども、関係者にお話を聞きますと、県の都合による工事なのに莫大な地元負担が生じて、神社の歴史、鳥居などの配置、施設の配置の宗教的文化的価値を全く無視した要請だというように言われていましたが、この点どうなんでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** それぞれいろいろな考え方が地元としてもございます。そういった中で検討委員会の方からこの10月16日、そういったお話をまとめて私の方に文書を頂きました。その文書をもちまして滋賀県の方にも協議をさせていただいたんですけども、滋賀県の方も誠意を持って対応していきたいというような考え方でおられますけれども、どうしても検討委員会の方の中で、全て出されたことが県の方としましても全てご回答できるという状態ではないというのが現状で、交渉がうまくいってないというのが原因でございますので、そのあたりについて、長い期間をもって地元との交渉を進めていきたいというように回答を聞いております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長も総括的に最後に答えるということですけども、これは、全面開通ができる状況でない、いろんなトラブルが生じて途中で工事が止まることも想定されるんですね。ましてや神社さんは、字の運営ですから、1人がオーナーと言え、立ち退きが成立するわけじゃないです。しかもごっつい金額がかかってくるというわけですから、住民合意、つまり関係の字の方、それか

ら神社関係の方の合意が必要なわけですが、その合意がないまま北だけを着工した。この点について、そういうことはやめてちょうだいというように町長が言えなかったんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 当初の町の要望は、用地を極力少なくして右折だまりができる方策でいうと、交通安全上最低限の支障のない交差点改良にというそういう視点で町要望をいたしましたら、県土木の方で、それはあかんという当時の土木の責任者が、本来の交差点改良でいかんと、将来にわたって道路整備した値打ちがないということで、今の法線が県の方で検討いただいて、計画に入られたという経緯がございます。

個別は建設水道課長が申したとおりであります。今年度どんな取組をして今、何で進まんのやという、そんなことを申し上げたいと思います。今年度は6月9日に、区の役員全体とそれから町、私も行きましたし建設水道課、それから土木事務所から道路計画課、用地課が来まして補償基準に基づいた補償額の概算総額が地元提示されまして、そんなのでいけるのかどうかという議論が集約できませんでしたので、地元の委員さんを少人数に絞っていただいて、町が調整をするということで、先ほど10月16日と言いましたが、建設課、建設課参事と区長、それから役員の5人で打合せした内容、それは建設水道課長は県に届けているということでございました。それから、その後の状況が動かないので、10月31日、道の駅の工事もありますので、この改良事業も含めて、土木事務所に私と関係課職員で調整に出向きました。同時に、土木事務所だけではなくて、県庁の道路整備課長も同席をいただいたので、進まない原因についてをお願いしました。今、何で止まっているかという、県は補償額の範囲で工事を地元に行ってもらいたい。いわゆる工事、補償総額は示している、地元に行ってもらいたい。いわゆる工事補償総額は示している、地元でその範囲でやっていただきたいという基本姿勢。それから地元は、もう小集落で万が一工事をそれでやって地元負担が出ることになったらそれはできないという、その安全性を確認できないので契約に踏み切れないということありますので、その県と地元の調整について、私どもも、建設課長とぶつちやけた話、それができる方策を町の業務発注でもして、こうやったらできますということまで提示しないとできへんということはしたんですが、これは、そもそも県の工事であるので、町が経費を出してそんなことできないということ、県に何とかお願いするということをおっしゃるので、今そういう状況で、地元との調整が煮詰まっていけないということでもありますので、町といたしまして、再々再度になります、土木に、打開策について、地元が安心して総額で工事が可能だという状況をつくらないと前へ進まないという状況であります。

す。そこを調整したいというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これこじれた後の対策ですやんか。今ずっと聞いていますけど。私が聞いているのは、こういうこじれる前に、合意ができてない、立ち退く交渉も成立していない、契約も交わせない、用地の提供もできる状況でないまま北だけやっているわけです。そこで見切り発車の原因が、西側の倉庫の解体工事を優先したのではないかという疑問を私は持っていますし、交差点の北側の工事を先行した疑惑はいまだに聞いています。西側の倉庫の解体の落札の額の疑問も幾つか、証拠がないまま、電話をいただいたり聞いたりしてきました。そういう疑惑を指摘している声が尾を引いているんです。その点でも、私はこういうことにこじれるのは分かっているながら着工が進んだという点で、私は疑問に思います。

そこで、法養寺の区民さん、それから神社側の思いを受け止めないで西側倉庫の解体を優先した疑惑は消せないというように私は思っているんですけども、町長の認識を問います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 疑惑なんてとんでもありません。公共工事でありますから、公共工事の道路計画に沿った工事でありますので、それは絶対ありませんし、それがこじれた原因が分かっていたということではなくて、交渉の過程で今申し上げたことが全てでありますので、再度、県が県庁も入っていただいて、汗をかいていただいて、工事が完遂できるように調整してまいりたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 こじれた後の対策で苦勞されているわけです。全面開通がちゃんとできるという状況がないまま着工したという点が問題だと指摘しているんです。そのことにならなかつたらほんまに根本的な県の対応は変わらないというふうに私は思っています。

そして、今言われました6月9日、10月16日、10月30日、最初の6月10日に、住民との説明があるんだったら私も同席したいというように言いました。担当課の方からこの日がと言われて、どうぞ出席くださいと連絡がありました。関心を持っていただいた県会議員、中山議員ですけども、その方も、呼ぶということになりました。しかし、数分、10分程度の間隔を置いてお断りしますと。ただ、県会議員、大野県会議員だけは呼ばせていただきます。来るか来ないか分かりませんから。そのときに大野議員は最初から関わっていただいていますのでという説明がありました。そういう点でも疑問を感じざるを得ないんです。

つまり、神社の関係者は、そこだけが故意に反対しているように見えます。

私らはちゃんと話がつけば協力したいのに、ここだけが反対をして右折だまりの安全性を確保する上での止まってしまっているというように言われるのが大変つらいと言うておられるんです。そこをやはり受け止めていただいて、事後処理になりますけども、誠実に対応する、町もその間に入ってやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 申し上げておりますように事業主体はあくまで県でありますので、町内工事でありますから町も中に入れていただいて事業が進捗するように調整をさせていただいてきましたので、外部の人が入る、入らんとこの話は、今聞かせていただいて、結局、言いました3者で協議をしたということからの経過でございます。さらに完遂できるように努力したいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私ども議員は、町との関係で町民とのトラブルがあったときに、緩和役、つまり調整役として入る場合がございます。そういう点でも、最終的に本人さんが納得できるような形で終わればと。これで議員が入ったら、議員が入っただけでゆがむということをお求めていないわけです。トラブルになっている大本のところ、町の方も、そして住民さん側も合意が進んでいくようにしていただきたい。中心点は、やはり全額県が負担して協力してくださいというのが筋ではないのかというのが地域の関係者の思いですよね、中心点は。小さな字です。だんだん減っていく。人口も若い世代は出ていくのでというのが大きな声です。ですから、私たちの中心のメイン道路でありますし、中心点です。これが、あんな形ですと残っている。これ工事が始まってからでも2年近くになりますかね、そういうのが改善されることを切に望んでいます。

やはり、立つ鳥跡を濁さずということがございます。そういう点では、町民が喜んでいただける、そういうルールを敷いて、また、制度を残して、町長の退任。挨拶というか、声をかける機会はありませんけども、それぞれ苦勞をされた時代ですので、長年ご苦勞さんでしたと言葉を添えたいというふうに思いました、私どもも、住みやすいまち、これは人口減少問題に特化をされていますけれども、全体として町のイメージ、ここはきばっている町民がいっぱいいるのに、マスコミではちょっとなかなか伝えられないという状況ですので、その点でも、大きな流れをつくっていくという役割が、微力ながら私どもにも課せられているかなと思いますので、職員の皆さん、幹部の皆さんと心を合わせて進めていきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。終日ご苦勞さまでございました。

(午後 5時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

甲良町議会副議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一